

中山間地域における 遊休農地の利活用に関する現状と課題

—— 福島県伊達郡月舘町，川俣町実態調査報告 ——

むらまつかつみ えがわ あきら ますぶちりゅういち はしづめ のぼる ふく だりゅういち
村松功巳，江川 章，増渕 隆一，橋詰 登，福田 竜一

1. はじめに
 - (1) 研究のねらい
 - (2) 本稿の構成
2. 福島県における遊休農地問題とその対策
 - (1) 福島県における中山間地域の現状
 - (2) 中山間地域における遊休農地問題
 - (3) 福島県における遊休桑園の利活用
3. 月舘町における農地資源管理の現況
 - (1) 月舘町の農業概況
 - (2) 自治体と農地資源管理
- (3) 集落・農家による農地資源管理
- (4) JA 組織と農地資源管理——「JA 伊達みらい」の取り組み——
4. 川俣町における農地資源管理の現況
 - (1) 川俣町の農業概況
 - (2) 自治体と農地資源管理
 - (3) 集落・農家による農地資源管理
 - (4) JA 組織と農地資源管理——「JA 川俣飯野」の取り組み——
5. まとめ

1. はじめに

(1) 研究のねらい

中山間地域における農林業の振興や地域活性化の必要性が叫ばれて久しい。この間、各地域レベルでは、農業の担い手確保や高齢化対策、または地域色を生かした地域振興等の取り組みが行われてきた。しかし、一方では、不利な生産条件のもとで、地域人口や農家数、農業労働力、農地等が減少し、地域社会の維持すら困難な中山間地域も出現している。すなわち、中山間地域に賦存するヒト、農地、水、森林等の地域資源の維持が危機的状況にある地域も少なからず存在しているのである。

本稿の目的は、上記のように、多くの中山間地域が直面している地域資源の維持・管理問題を取り上げ、その有効な方策や課題を提示することである。ここで考察の対象とする地域資源としては農地を取り上げ、その中でも近年荒廃化が急速に進行し、その管理問題

が深刻化している桑園に焦点を当てている。

また、調査事例は福島県の県北地域の月舘町と川俣町である。両町は近年まで養蚕が盛んな地域であったが、生糸の自由化によって80年代後半から養蚕が急速に衰退し、桑園はその大部分が遊休化する状況にある。

本稿では、両町の調査・分析をもとに、桑園の荒廃化の現状とその発生メカニズムや、その防止対策として行われている他作物の導入と普及における現状と問題点、さらに遊休桑園対策に関わる地域組織、諸機関の取り組み状況とその再編方向を明らかにする⁽¹⁾。

(2) 本稿の構成

本稿の構成は以下のとおりである。まず2では、福島県における中山間地域の現状を概観し、そこでの耕作放棄地の推移とその対策を確認する。また、養蚕に焦点を当て、その衰退とともに発生している遊休桑園の発生とその利活用に関して考察を加えている。次に、3では月舘町、4では川俣町とに分けて、各町ごとに検討を加える。各町の内容構成は、

(1)町の農業概況、(2)自治体の取り組み、(3)集落・農家の取り組み、(4)JA・生産部会の取り組みであり、これら各視点から農地資源管理の現状と課題および今後のあり方について整理・検討する。

以下、(1)～(4)の具体的内容を示す。

(1)町の農業概況では、中山間地域の農業・農村の激しい変化と現状を農家数、農家人口、農業労働力、耕地面積等の農業生産の基本指標によって整理・検討し、中山間地域における農地資源管理の問題構図を明らかにする。

(2)自治体と農地資源管理では、町の農業・農村振興対策の主な流れをみるとともに、農業後退にともなう農地の利用現況調査の実施、桑園跡地の整備、特産物の導入等に焦点を当て、自治体が地域内農地の利用・維持および整備等において重要な役割を果たしていることを明らかにする。

(3)集落・農家による農地資源管理では、桑園跡地の利用における個別経営展開を把握するとともに、集落の農業生産における役割を確認する。さらに、地域における農業の担い手の形成や農業生産の組織化における集落の果たしている役割を明らかにする。

(4)JA組織と農地資源管理では、畑地利用経営では、生産物の販売が重要であり、その役割を担うJAの取り組みの現状および課題を明らかにする。また、桑園跡地に導入されている特産物の産地化を促すという点で、JA生産部会の役割を明らかにする。

最後に、5のまとめでは、全体を概括した上で、両町の特徴点や共通点を比較検討し、桑園利用における管理のあり方と問題点について考察を加える。

(村松功巳、江川章)

注(1) 本稿は、中山間地域の地域資源管理に関わるプロジェクト研究「中山間地域における地域資源の活用に関する総合研究」(前期1997～99年度、後期2000～02年度)の

うち、当所担当の小課題「地域資源管理の活性化対策及び再編方向の解明」の98年度成果(98年度で繰り上げ完了)をとりまとめたものである。

なお、本稿で用いる「遊休農地」とは、①耕作放棄地および②不作付地を含んだものであり、①は荒廃地とも表現している。

2. 福島県における遊休農地問題とその対策

福島県では、農業の担い手不足や高齢化の進行のもとで、将来的にどのように農業振興を図り、各地域に賦存する農地等の地域資源をいかに保全・活用するかが大きな問題となっている。特に、農業の生産条件が不利な中山間地域を多く抱える福島県では、上記の問題が先鋭に現れてくることとなる。また、近年では養蚕の不振と相まって、遊休桑園の問題が深刻となり、中山間地域の資源管理問題が大きくなっている。

本節では、以上のような福島県における中山間地域における諸状況を統計的に確認し、その中でも遊休農地問題の現状や県・各市町村での対策を中心にみていくこととする。さらに、桑園の遊休化問題を養蚕業の動向と合わせながら、取り上げてみたい。

(1) 福島県における中山間地域の現状

ここではまず、福島県における中山間地域の位置づけを確認しよう。第2-1表は、1995年農業センサスを用いて、県内中山間地域の主要農業指標をみたものである。まず、農林統計によって区分された市町村数では県下90市町村のうち53市町村(58.9%)を占め、旧市区町村ベースでも約半分の202市町村を占める。また、農家数が59千戸(49.2%)、農家人口が277.9千人(47.6%)、経営耕地面積が65.3千ha(45.8%)であり、いずれも県内の4割を超え、なかでも畑は55.1%と半分を超える水準にある。以上のシェアを都府県における中山間地域の同シェアと比較して

第2-1表 中山間地域の地位（福島県，1995年）

		県全体	中山間	中山間のシェア(%)	
				福島県	都府県
市町村数	(市町村)	90	53	58.9	53.6
旧市区町村数	(〃)	406	202	49.8	46.9
農家数	(千 戸)	119.9	59.0	49.2	42.3
主業農家	(〃)	22.2	9.4	42.3	35.5
農家人口	(千 人)	583.3	277.9	47.6	39.8
農業就業人口	(〃)	165.4	77.9	47.1	39.9
基幹的農業従事者数	(〃)	93.8	43.0	45.8	38.6
経営耕地面積	(千 ha)	142.6	65.3	45.8	36.9
田	(〃)	102.0	45.0	44.1	35.1
畑	(〃)	30.4	16.8	55.1	38.8
樹園地	(〃)	10.2	3.5	34.9	45.8
耕作放棄地面積	(千 ha)	12.4	6.6	53.6	54.0
耕作放棄地率	(%)	8.0	9.2	—	6.7

資料：農業センサス。

注(1) 各指標は総農家を対象としたもの。

(2) 耕作放棄地率は、耕作放棄地面積／(経営耕地面積＋耕作放棄地面積)である。

第2-2表 平地農業地域と中山間地域の主要農業指標比較
(福島県，1995年)

		平地	中山間
販売農家率	(%)	87.4	83.6
主業農家率	(〃)	21.5	15.9
60歳未満の男子専従者がいる農家率	(〃)	14.2	9.9
同居あとなつぎがいる農家率	(〃)	61.1	54.8
5ha以上の経営耕地を有する農家率	(〃)	2.3	1.6
農産物販売金額1千万円以上の農家率	(〃)	3.0	2.1
1戸当たり基幹的農業従事者数	(人)	0.8	0.7
1戸当たり経営耕地面積	(a)	139.5	110.7
1戸当たり耕作放棄地面積	(〃)	10.8	11.2
耕作放棄地を有する農家率	(%)	27.1	31.5

資料：農業センサス。

も、福島県は農業における中山間地域の比重が高いといえる。なお、中山間地域の耕作放棄地面積は6.6千ha、シェアは53.6%にものほり、また耕作放棄地率は9.2%と高く(都府県は6.7%)、中山間地域での農地の荒廃化が深刻化していることを物語っている。

さらに、中山間地域の農業の位置づけを具体的にみるために、平地農業地域と比較して

みたものが第2-2表である。総じて、農業構造の優位性という点では、平地農業地域が中山間地域を上回っており、両者に格差が生じている。特に、同居あとなつぎがいる農家割合や主業農家率ではポイント差がそれぞれ6.3ポイント、5.6ポイントと大きい。一方で、1戸当たり耕作放棄地面積やそれを有する農家率では、中山間地域の方が大きく、前掲の第2-1表でみたように、当該地域での農地管理が問

第2-3表 農地に関する諸状況に対する福島県下市町村の考え

(単位：%)

	都市的地域	平地農業地域	中間農業地域	山間農業地域
回答市町村割合(複数回答)	100.0	100.0	100.0	100.0
農地が値下がりした	50.0	42.9	45.2	26.1
農地の売買が増加した	25.0	25.0	22.6	8.7
地代が値下がりした	25.0	28.6	35.5	30.4
農地の借り手が増加した	37.5	10.7	22.6	13.0
〃 貸し手が増加した	87.5	57.1	71.0	66.2
耕作放棄地が増加した	75.0	75.0	80.6	82.6
農地の転用が増加した	50.0	35.7	45.2	26.1
〃 が減少した	12.5	10.7	19.4	17.4

資料：福島県「農業・農村環境整備事業調査」(1997年)より作成。

第2-4表 福島県における耕作放棄地の推移
(1995年)

	1990年	95年	95/90年
実農家数(戸)	28,149	34,165	121
田	11,504	14,928	130
畑	18,790	22,023	117
樹園地	3,906	7,295	187
面積計(ha)	7,669	12,353	161
田	1,725	2,476	144
畑	4,662	6,357	136
樹園地	1,282	3,519	274
1戸当たり 面積(a)	27.2	36.2	133
田	15.0	16.6	111
畑	24.8	28.9	116
樹園地	32.8	48.2	147

資料：農業センサス。

第2-5表 福島県における地域別の耕作放棄地の発生状況(1995年)

	市町村数	経営 耕地面積	耕作放棄地	耕作 放棄地率
県計	90	142,573 (ha)	12,353 (ha)	8.0 (%)
構成割合(%)	—	100.0	100.0	—
県北地域	17	18.4	37.1	14.9
県中地域	18	25.2	26.3	8.3
県南地域	12	10.8	8.4	6.3
会津地域	28	24.0	14.3	4.9
相双地域	15	21.6	14.0	5.3

資料：農業センサス。

題となっていることがわかる。

(2) 中山間地域における遊休農地問題

1) 耕作放棄地の推移と地域性

(1) でみたように、福島県において中山間地域は大きな比重を占めながらも、農業構造に脆弱性がみられ、特に耕作放棄地の発生にみられるように農地管理に問題を残していることが確認できた。そこで、この農地管理という点を、福島県が県下90市町村を対象に実施した「農業・農村環境整備事業調査」(1997年)によって、さらに詳しくみてみよう。本調査は過去5年間(1990～94年)の農業生産・生活環境の変化や市町村を活性化するための課題を明らかにするために実施されたものである。ここでは、農地に関する諸状況(農地の売買、貸借、転用および耕作放棄)を取り上げ、それを地域類型別にみたものが第2-3表である。

各項目をみると、「農地が値下がりした」と回答した市町村割合は都市的地域が50.0%、平地農業地域が42.9%、中間農業地域が45.2%と高く、また「農地の貸し手が増加した」という同割合がいずれの地域類型も50%を超えている。また、「耕作放棄地が増加した」と回答した市町村割合は、都市的地域、平地農業地域で70%、中山間地域では80%を超えており、「農地の転用が増加した」という同割

第2-6表 遊休農地への導入作物の現状（福島県）

	市町村数	地区数	導入・活用主体				面積 (ha)
			個人	集団	自治体	JA	
土地利用型作物	6	8	2	4	1	1	30.4
ソバ	10	14	3	9	1	1	173.5
野菜	8	11	4	3	0	4	174.6
草地	7	8	1	7	0	0	20.0
果樹	8	8	0	3	2	3	42.2
緑花木	7	7	0	3	0	1	21.0
山菜	14	17	9	5	0	2	119.6
その他	14	16	3	9	2	0	23.0
合計	74	89	22	43	6	12	604.3

資料：福島県遊休農地活用推進会議「遊休農地活用に向けて」（1998年4月）より作成。

合は都市的地域で50.0%，中間農業地域で45.2%と高い。これより，福島県下では農地の貸し手が借り手より多いという「借り手市場」を反映して，農地が値下がり傾向にあり，さらに借り手のいない農地が耕作放棄や農外転用に結びついていることが確認できる。

次に，耕作放棄地に着目して，その地目別推移と地域性をみたものが第2-4表，第2-5表である。まず耕作放棄地の推移をみると（第2-4表），耕作放棄地を有する実農家数，面積，1戸当たり面積とも増加しており，特に樹園地における耕作放棄地の増加が著しい。95年における樹園地の耕作放棄地に関しては，実農家数が7.3千戸，面積が3.5千ha，1戸当たり面積が48.2aであり，95/90年比ではそれぞれ，187，274，147と顕著な増加がみられる。また，耕作放棄地の地域性をみると（第2-5表），耕作放棄地の各地域ごとのシェアは，県北地域が37.1%，県中地域が26.3%と高く，経営耕地で4割強を占める両者で耕作放棄地面積の6割を占める。また，両地域では耕作放棄地率も高く，特に県北地域では14.9%の水準にあり，県北・県中地域での耕作放棄地問題が深刻であることが確認できる。これは後にみるように，近年における桑園（樹園地）の遊休化によってもたらされたものである。両地域は，比較的近年まで養蚕

が行われてきたが，養蚕業の不振によって桑園の遊休化が急速に進行したため，上述の数値が高くなっているのである。

2) 県・市町村での遊休農地対策

先にみたように，近年における福島県の耕作放棄地問題は，特に中山間地域を主として深刻な問題となっており，その対策が県・市町村によって打ち出されている。

まず，県段階における遊休農地対策をみておこう。県では「福島県遊休農地活用に関する基本方針」（1998年4月）のなかで，遊休農地の有効活用と発生防止の方策として，①農業的利用の推進（土地条件の整備や農地の利用集積，生産振興対策等），②農地保全的利用の推進（景観作物の導入，農地保有合理化法人や集落による管理，市民農園・体験農園としての利用），③林業的土地利用の推進，④その他非農業的土地利用への活用（都市農村交流施設等の公共用施設用地等），⑤遊休農地対策関連事業・制度の効率的導入促進をあげている。上記の①～④が農地活用方策の種類・分類であり，⑤は具体的対策となっている。①～④の農地活用方策の分類では，農業生産の振興という点で①から④の順に，その性格は弱まり，④のように，非農業的活用も視野においた総合的土地活用の指針がうたわれている。また，⑤の具体的対策として，県は遊

休農地対策関連事業を実施しており、そのなかで実行上多く取り組まれているのは、農地としての利用を促し、作目の転換を図る対策である。

この農地利用の促進および作目転換という点について、実際に市町村現場ではどのような取り組みが行われているかをみたものが、第2-6表である。遊休農地を他作目に転換し、その活用を図っているのは、74市町村(89地区)あり、面積も604haにおよび、遊休農地の活用率 $\times$ 転換面積 $\div$ (耕作放棄地面積 $+$ 転換面積) $\times 100$ は、4.7%となる。また、転換作目(その他を除く)として多いものは、山菜(14市町村)、ソバ(10市町村)、野菜および果樹(8市町村)である。上記の作目に関して、転換面積をみれば、果樹を除いて100haを超えており、導入・活用主体では、ソバは集団、野菜はJA、果樹は集団・JA、山菜は個人が多く、各作目の栽培・技術上の性格を反映した取り組みがうかがえる。

(3) 福島県における遊休桑園の利活用

福島県における養蚕は、全国的にみて養蚕農家戸数、桑園面積、繭生産量とも群馬県に次いで、全国第2位の地位にあるが、近年における養蚕業の不振のため、先にみたように養蚕が盛んであった県北・県中地域を中心に桑園の遊休化が深刻になっている。ここでは、桑園の遊休化という問題に着目し、養蚕の経緯と現状、および桑園の遊休化対策についてみていくこととする。

1) 養蚕の経緯と現状

養蚕は阿武隈山系の中山間地域における基幹作物であったが、蚕業従事者の高齢化と生糸・繭価格の低迷により養蚕所得が減少している。また、先行き不安から大規模養蚕農家層の離脱等から繭生産量は減少し続けている。福島県における養蚕のピークは1929年(昭和4年)であり、当時は養蚕農家数92千戸、桑園面積38.9千ha、繭生産数量12.8千

tであったが、その後停滞、漸減を続け、1990年代に入ってから急激な減少となっている。各指標をみると、1997年時点で、養蚕農家戸数610戸、桑園面積1,260ha、繭生産量253.6tであり、その地位は極めてマイナーなものとなった。

このような状況から養蚕資源(特に桑園)の利活用が焦点の課題となり、県では1996年に「養蚕資源実態調査」(回答者4,570人、回収率68%)を行っている。調査結果から調査時点の桑園の管理状況をみると、無管理桑園は1,806haも存在し、その理由として、「代替作物がない」(25%)、「高齢化」(19%)、「抜根費用がかかる」(17%)の回答割合が高く、桑園の再整備およびその跡地への作目導入に対して消極的であることが確認できる。

また、管理されていない桑園の地形条件は、緩傾斜地が32%、平坦地が24%、傾斜地が23%、急傾斜地が21%となっており、必ずしも条件が悪い桑園だけが遊休化するのではなく、全般的な遊休化の進行がみてとれる。また、今後の意向としては、「管理せずにそのまま」(31%)が最も多く、将来的に桑園の遊休化による諸問題(雑草等の繁茂による病害虫の発生や農地の一体的利用の分断による作業効率の低下等)が一挙に噴出する恐れがあることがうかがえる。

2) 市町村現場における遊休桑園の利活用

以上のような桑園の遊休化問題に対処するために、各市町村では遊休桑園の利活用を図っている。利活用の内容としては、①遊休桑園を転換、②遊休桑園をそのまま利用、③遊休化している養蚕施設の利用があり、その多くは県北・県中地域(伊達郡・安達郡)で取り組まれている。①の具体的な例として、本稿で取り上げるタラの芽(川俣町)、畑ワサビ(月舘町)をはじめとして、ピーマン・ニラ(安達町)、サツキ(東和町)、加工トマト・キュウリ(郡山市)等があり、②では、桑の

実（国見町）、カンニャボ（郡山市）、繁殖牛放牧（船引町）等がある。③の事例は、しいたけ（白沢村）、ヒラタケ（鏡石町）があり、桑園をホダ木の置き場として活用し、施設を加工に用いるという取り組みが多い。

以上のように、県北・県中地域を中心として、各市町村現場では遊休桑園の利活用に努めているが、遊休桑園の面積としてのカバー率は低く、また他作目の転換も条件が良い平坦地桑園で多く実施されている。すなわち、急傾斜地や傾斜地桑園を多く抱える中山間地域での遊休桑園の問題は依然として大きいといえるのである。

次章以下では、中山間地域にありながら、遊休桑園を有効に活用している月舘町、川俣町の事例をみながら、実態面から遊休桑園対策の現状と課題に接近する。

（江川 章）

3. 月舘町における農地資源管理の現況

（1）月舘町の農業概況

1) 月舘町の概況

同町は福島県福島市より東へ約 20 km 程度の近い距離に位置する（第 3-1 図）。気候は冬の寒さが厳しく、2 月の最低気温は平均マイナス 2.7 度である。しかし福島県中通りに当たる本町は、同県の会津地方などと比べると積雪は少ない。1995 年の総人口は 5,039 人、老年人口比率は 24.2% となっている。

町は二つの旧町村（旧月舘町、旧小手村）、さらに 6 大字からなる。大字のうち御代田、月舘、布川が旧月舘町に属し、糠田、上手渡、下手渡は旧小手村に属する。なお農林統計区分では、旧月舘町と旧小手村は共に中間農業地域に区分されている。

ところで、月舘町は福島市に近接しており、町内には同市で就業する者も多い。第 3-1 表は町外就業者の現況をみたものである。これによると、町内に常住する全就業者（自宅で



第 3-1 図 調査対象地の位置

第 3-1 表 月舘町における就業者の状況（1995 年）

	実数(人)	割合(%)
就業者数(計)	2,694	100.0
町内就業者	1,576	58.5
町外就業者	1,118	41.5
うち福島市	463	(41.4)
桑折町	33	(3.0)
伊達町	25	(2.2)
梁川町	37	(3.3)
保原町	138	(12.3)
霊山町	176	(15.7)
川俣町	170	(15.2)
その他	76	(6.8)

資料：国勢調査。

注。（）で示した割合は、町外就業者に占める割合を表す。

就業する者を含む）のうち町外への就業者の割合は 41.5% に達していることがわかる。さらに町外の就業先としては、福島市が 41.4% と最も高い割合であり、その他では近隣の霊山町 15.7%、川俣町 15.2%、保原町 12.3% が高くなっている。

2) 月舘町農業の現況

本節では主に農業センサスを用いて、農家戸数、耕地面積、農業労働力等から月舘町の農業を概観する。なお、同町では大字ごとに農業構造等に相違がみられるため、大字別による統計分析も加えている。また、本稿全体のポイントである遊休桑園対策を念頭に置きつつ、センサスでみた同町における養蚕業の

衰退と遊休桑園対策の状況にも触れている。

ア. 農業生産

96年の生産農業所得統計によると、月館町の農業粗生産額は1,398百万円となっている。その内訳は、米が286百万円（粗生産額の20.5%）、野菜392百万円（同28.0%）、果実340百万円（同24.3%）、畜産307百万円（同22.0%）である。米は農家による自家消費費用として生産されており、農協への出荷量は少ない。野菜はキュウリやニラなどが、果樹はアンボ柿や桃が中心である。

一方、同統計によると養蚕の粗生産額は5百万円ほどで、全体の0.4%にすぎない。しかし、前章で触れたように、同町では養蚕に代わる新規作物として畑ワサビが桑園跡地に導入されているという特徴がある。畑ワサビは農協販売額全体の10%を占めており、町内農業において大きな比重を占めている。

イ. 農家戸数

第3-2表は月館町における農家数の推移をみたものである。総農家数は95年には733戸となっているが、戸数は60年以降一貫して減少している。専兼別にみると、第2種兼業農家が90年まで増加をつづけ、特に60～80年

の増加が著しい。同時期にかけては、専業農家と第1種兼業農家の減少も著しく、農家の離農や2兼化が急速に進行したことがわかる。しかし80年代に入ると、第2種兼業農家の増加率が鈍化し、90～95年には減少に転じている。なお同期間にかけては、専業農家戸数が増加しているが、男子生産年齢人口のいる世帯は減少しており、いわゆる高齢専業農家の増加によるものである。

一方、養蚕農家の減少率は総農家戸数のそれよりも著しく、60年には養蚕農家は町内全農家の53.2%（543戸）を占めていたが、95年には4.1%（30戸）までに低下した。減少率は80年代以降が特に高くなっている。

さらに第3-3表は農家戸数を大字別に示してある。専業農家割合は御代田が18.2%、布川が17.3%と高く、第2種兼業農家割合は上手渡84.8%、月館79.2%、下手渡75.0%などが高くなっている。

ウ. 経営耕地面積

経営耕地面積の推移を第3-4表に示してある。経営耕地面積計は60年以降一貫して減少しており、95年には479haとなっている。地目別にみると、田の減少は経営耕地面積の減

第3-2表 農家戸数の推移（月館町）

		計	うち	専業 農家	うち男子生産年齢 人口のいる世帯	第1種 兼業 農家	第2種 兼業 農家
			養蚕 農家				
実数 (戸)	1960年	1,020	543	448	—	410	162
	70	942	469	148	—	402	392
	80	872	287	139	120	180	500
	90	745	94	97	73	118	530
	95	733	30	99	54	127	507
割合 (%)	1960年	100.0	53.2	43.9	—	40.2	15.9
	70	100.0	49.8	15.7	—	42.7	41.6
	80	100.0	32.9	15.9	13.8	20.6	57.3
	90	100.0	12.6	13.0	9.8	15.8	71.1
	95	100.0	4.1	13.5	7.4	17.3	69.2

資料：農業センサス。

注. 男子生産年齢人口のいる世帯とは、男子15～64歳の世帯員を指す。

第3-3表 大字別農家戸数（月舘町，1995年）

旧町村名	大字 名称	合計 (戸)	割合 (%)	専業 農家	男子生産 年齢人口	第1種 兼業 農家	第2種 兼業 農家	農家率 (%)
					が い る			
旧月舘町	御代田	170	100.0	18.2	13.5	26.5	55.3	48.9
	月舘	154	100.0	11.0	3.2	9.7	79.2	46.8
	布川	133	100.0	17.3	9.8	18.8	63.9	59.4
旧小手村	糠田	162	100.0	10.5	3.7	17.9	71.6	77.5
	上手渡	46	100.0	6.5	4.3	8.7	84.8	75.4
	下手渡	68	100.0	11.8	7.4	13.2	75.0	70.8

資料：農業センサス。

注。農家率は該当地区の農家数を総世帯数で除したものである。

第3-4表 経営耕地面積の推移（月舘町）

	経営耕 地面積 (ha)	構成(%)				1戸当たり 耕地面積 (ha)	耕作 放棄地 (ha)
		田	畑	樹園地	桑園		
1960年	850	35.9	35.3	28.8	23.6	0.83	—
70	780	38.6	21.8	39.7	24.7	0.83	—
80	642	39.4	16.5	44.1	24.8	0.74	38
90	507	43.6	22.3	34.1	16.4	0.68	122
95	479	45.5	25.3	29.2	12.3	0.65	137

資料：農業センサス。

少よりも緩やかなため、田の占める割合は60年の35.9%から95年には45.5%に高まっているが、それでも畑と樹園地が経営耕地の過半を占めている。

畑は80年まで減少していたが、85年以降は増大に転じており、同町における畑ワサビの導入・拡大の効果とみられる。一方、樹園地の大半を占める桑園は65～70年を除き一貫して減少している。60年に桑園面積は経営耕地総面積の23.6%であったが、95年には12.3%まで低下している。また、耕作放棄地も増加しており、95年には137.0haに達している。

さらに第3-5表は95年の経営耕地面積を大字単位でみたものである。まず1戸当たりの経営耕地面積が大きいのは上手渡0.76ha、御代田0.72ha、糠田0.69haである。専業農家割合が高い布川は0.55haと最も小さ

い。地目別にみると、田の占める割合は最も高い月舘でも52.7%にとどまっており、他地区はすべて40%台である。

畑は上手渡を除き、すべての地区で経営耕地面積の20%以上を占め、特に高いのは布川の34.9%である。樹園地はすべての地区で20%以上を占めており、上手渡42.1%、御代田34.8%、糠田34.3%が高く、上手渡では39.8%が桑園となっている。旧月舘町に属する三つの大字の桑園率をもっとも高い月舘でも10.8%であり、御代田では0.8%とほぼ皆無である。御代田は樹園地の大半が果樹園であり、果樹園の割合は30.8%と、他の地区に比べ特に高くなっている。

ところで、養蚕に代わる新規作目として導入されている畑ワサビは、町内でも特定の地区で盛んになっている。第3-6表をみると、85年に桑園シェアが布川(85年の桑園シェア

第3-5表 大字別経営耕地面積（月舘町，1995年）

旧町名	大字 名称	経営耕地 面積(ha)	割合 (%)	田	畑	樹園地	果樹園	桑園	耕作 放棄地	1戸当たり 耕地面積(ha)
旧月舘町	御代田	121.6	100.0	41.8	23.4	34.8	30.8	0.8	(16.3)	0.72
	月舘	92.8	100.0	52.7	26.4	20.9	9.5	10.8	(26.2)	0.60
	布川	72.9	100.0	44.7	34.9	20.5	14.6	5.2	(33.0)	0.55
旧小手村	糠田	111.0	100.0	42.9	22.8	34.3	14.4	19.8	(18.0)	0.69
	上手渡	35.1	100.0	45.1	12.8	42.1	2.3	39.8	(25.8)	0.76
	下手渡	45.8	100.0	48.8	27	24.2	4.9	18.4	(15.2)	0.67

資料：農業センサス。

注。耕作放棄地の割合は、経営耕地総面積に耕作放棄地を加えた面積に対する割合である。

第3-6表 大字別にみた経営耕地面積の減少状況（月舘町）

(単位：%)

	大字 名称	経営耕地 面積	田	畑	樹園地	果樹園	桑園
1985年 面積 シェア	御代田	24.8	23.3	26.8	25.5	50.4	4.2
	月舘	18.3	21.3	22.2	13.6	12.1	15.1
	布川	18.7	15.6	20.7	20.8	14.6	25.4
	糠田	21.8	21.7	18.8	23.3	19.3	27.4
	上手渡	8.5	8.4	3.9	10.7	1.0	18.8
	下手渡	7.9	9.8	7.6	6.1	2.6	9.1
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
増減率 <95/85年>	御代田	-16.7	-9.0	-2.3	-30.6	-29.7	-81.3
	月舘	-13.8	-4.1	1.5	-40.3	-31.1	-47.9
	布川	-33.5	-12.9	12.7	-69.9	-31.4	-88.2
	糠田	-13.3	-8.4	23.5	-31.5	-21.5	-36.7
	上手渡	-29.7	-21.1	5.2	-42.2	-20.8	-41.2
	下手渡	-1.1	-5.0	49.6	-23.6	-18.1	-26.8
	合計						

資料：農業センサス。

25.4%)、糠田(同27.4%)では、いずれも畑の増加率が糠田23.5%、布川12.7%と高くなっている。

前述の通り、このような畑の増大は畑ワサビの導入・拡大によるものであり、特に桑園シェアが高かった地区、すなわち養蚕衰退の影響が強かった地区で畑ワサビが盛んとなっており、畑ワサビの導入は畑の増反という成果を上げているのである。しかし一方で、畑の増反は経営耕地の減少を十分にくい止めるまでには至っていない。布川では、畑が10ポイント以上増加したにもかかわらず、経営耕地総面積の減少率は33.5ポイントと、町の全

大字の中でも最も高くなっているのである。つまり、畑ワサビ導入は一定の効果と同時に限界が認められるのである。

エ. 農業労働力

第3-7表には95年の年齢階層別にみた農業就業人口を示してある。全体的には高齢化率は高く、60～64歳が全体の16.4%(173人)、65～69歳が22.2%(235人)、70歳以上は28.3%(299人)を占めている。しかし一方で、30～49歳も15.2%(同161人)、50～59歳が14.5%(同153人)を占めており、60歳未満の担い手が層として一定数存在している点が注目される。これは同町が都市近郊の安

第3-7表 農業就業人口（月館町，1995年）

	全体	男子	女子
計(人)	1,057	489	568
割合(%)	100.0	100.0	100.0
15～29歳	3.4	4.5	2.5
30～49	15.2	13.5	16.7
50～59	14.5	12.1	16.5
60～64	16.4	15.1	17.4
65～69	22.2	20.9	23.4
70～74	15.1	17.2	13.4
75歳以上	13.2	16.8	10.0

資料：農業センサス。

定兼業地帯であることを反映していると考えてよいだろう。さらに、同居あとなつぎがいる農家は農家全体の54.0%を占めており、あとなつぎがいない世帯は26.2%と低い。

このように農業労働力からみると、安定兼業地帯の特性として、若い担い手や後継者が比較的良好に確保されているといえる。農業の著しい衰退とは対照的に社会的には安定を保っているのである。

(福田竜一)

(2) 自治体と農地資源管理

前節で月館町の地域・農業概況をみた。月館町は中間農業地域に属し、農業生産条件が不利であることから、農家戸数や耕地面積が著しく減少するとともに、耕作放棄地が発生していること、また農業労働力が減少傾向にあるが、安定兼業地帯であることを反映して、60歳未満の農業就業人口や同居あとなつぎのいる農家が比較的存在していること等が指摘された。また、以上の状況は町内においても地域性が著しいことも指摘された。

本節では、地域資源としての畑地の管理問題に焦点を当て、自治体の果たしている役割とその諸対策についてみることにする。

中山間地域の畑地利用部門は、圃場が小規模で分散しているとともに、集落（居住地）ともあまり密接な関係にない。また、畑地利

用は水による規制がないことから、個別的利用が主となっている。このようなことから、畑地管理のあり方は、水田とは大きく異なっている。なお、水田については畑地利用を主とする地域の水田の管理問題としてみることにする⁽¹⁾。

1) 農業生産の動向と地域・農業振興諸対策

ア. 農業生産の動向と遊休農地問題

福島県の県北地域の町村は、1961年（昭和36年）の農業基本法の施行以降、平地部では作物転換を進め、桑園、普通畑を果樹園や野菜畑に転換して一大産地を形成してきた。

月館町は中山間地域の町村としてやや様相を異にしており、経営耕地面積は畑が果樹園等に一部転換されたが著しく減少した⁽²⁾。特に経済の高度成長期の60～75年の間に著しく減少した（300haから112haに大幅な減少）。しかも増加した果樹園も70年以降減少に転じ、田、桑園は75年以降に減少した。特に桑園の減少が著しかった。

実質的な農地の利用動向を作付け面積の推移によってみても（第3-8表）、水稻は転作の本格化とその拡大によって68.5%にまで減少した（75年に対する96年割合）。桑園も75年をピークにして養蚕が壊滅したことから激減した（97年、養蚕農家5戸、使用桑園面積3.5ha）。果樹園は85年まではりんご、もも等によって増加したがその後は更新、改植が進まず、産地化することが出来ず、著しく減少した。野菜も85年までは増加したが、以後、減少、停滞した。

このように、月館町の経営耕地面積は著しく減少するとともにその利用形態が大きく変化した。作付延べ面積は70年の43.3%（96年）にまで低下した。農業粗生産額も82年をピークにして63.4%にまで低下した（82年度に対する96年度割合、生産農業所得統計）。月館町の農業は大きく変化することを求められているとともに大幅な後退を余儀なくされ

第3-8表 農作物作付延べ面積および耕地利用率（月館町，田畑計）

（単位：ha）

項目 年	作付け延べ面積，耕地利用率						果樹栽培面積					
	作付延 べ面積	作付・栽培面積				耕 地 利用率 (%)	りんご	もも	うめ	かき	くり	すもも
		水稲	桑園	果樹	野菜							
1970	1,090	289	236	194	90		28	96	15	24	28	
75		270	246	182	89		29	96	15	22	17	
80	888	258	222	205	93	105.5	30	113	16	18	18	
85	871	229	208	208	127	109.7	33	111	17	23	16	
88	767	213	196	179	87	102.0	29	86	17	25		
90	645	201	135	167	83	95.4	26	77	17	26		
92	597	204	117	151	80	63.9	21	70	15	30	8	6
94	542	206	85	125	88	93.3	17	54	13	30	4	6
96	472	198	45	107	87	90.9	14	40	11	32		6

注．東北農政局福島県統計情報事務所『福島農林水産統計年報』各年版より作成。

第3-9表 経営耕地別の不作付地，耕作放棄地面積（月館町，1995年）

（単位：ha）

	経営耕地	不作付地	耕作放棄地	計
田	218.15	10.36	29.36	257.87
畑	120.56	21.73		
樹園地	140.49		107.88	390.66
計	479.20	32.09	137.24	648.53
(%)	(73.9)	(4.9)	(21.2)	(100.0)

注(1) 1995年農業センサス農業集落カードより作成。

(2) 田の耕作放棄地は「以前が田」である。耕作放棄地とは、「以前耕作したことがあるが，調査日前1年間以上作物を栽培せず，しかも，この数年間に再び耕作するはっきりした意志のない土地」である。

(3) 不作付地とは，「調査日以前過去1年間まったく作付けしなかったが，ここ数年の間に再び耕作する意志のある耕地」である。

たのである。耕作放棄地，不作付地が著しく増加したのであり，月館町の地域資源としての農地の管理問題が大きな課題となっている。

不作付地は70年の農業センサスから調査されているが，田は70～75年の1.2haから9.1haに増加した。それ以降は9～10haで推移しており，あまり変化していない。畑は21.8haから29.9ha(85年)に増加したが，それ以降は95年が21.7haでむしろ減少している。これに対して耕作放棄地は，75年から調査されているが，75～80年が約200戸，30～40haであったのが，85年になると341

戸，71ha，90年になると424戸，122haと急増した。95年は414戸，137haで依然として増加傾向にある。

95年の状態は第3-9表のようであり，不作付地が32.09haで耕地面積の4.9%を占め，耕作放棄地は田で29.36ha，畑，樹園地で107.88haの計137.24haもあり，耕地面積の21.2%を占めている。両方で総耕地面積の4分の1を占め，桑園跡地を中心に農地の地域的な管理問題が大きな課題となっている。

このような農地の利用状況を正確に把握し，その対策を立てるために，町では94年度に「遊休農地面積及び農地貸し付け希望調査」

を実施した(95年1月1日現在)。その結果、遊休農地面積は田で38.3ha、畑で84.1haの計122.4haあった(農業センサス結果より少ない)。遊休農地率は田で12.6%、畑で14.9%、全体では14.1%であった(ただし田302.9ha、畑561.2haの農振農用地面積に対する割合。センサス面積は田218ha、畑を含む樹園地>261ha、耕作放棄地137ha)⁽³⁾。

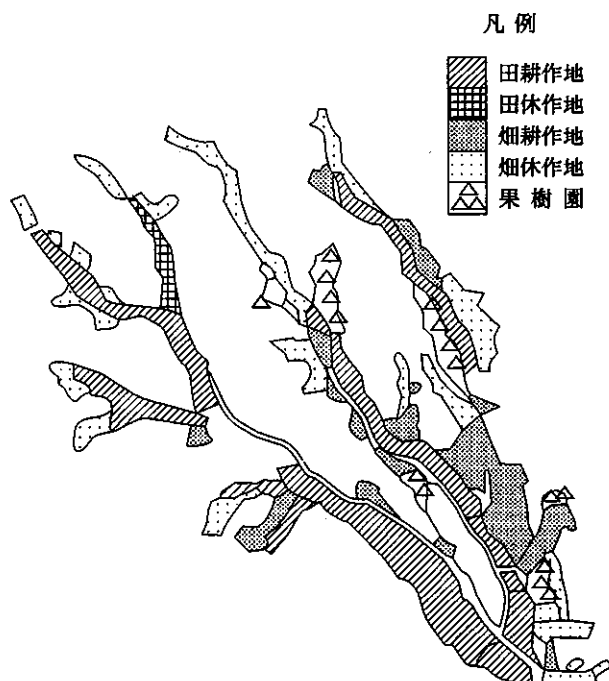
この遊休農地率は地域(大字)によって大きく異なっており、平坦部の御代田、糠田地区では8~10%と低い、布川、月館、下手渡地区では14~20%、地形条件の悪い上手渡地区では33.1%と高い。貸し付け希望農地面積は田が12.6万m²、畑が32.7万m²であった。この調査結果に基づいて、町では全町の農地利用現況図を作成し(第3-2図参照)、今後の地域農業振興対策および農地流動化対策の基礎資料とするとともに、その積極的な活用に向けての検討を行っている。

イ、地域・農業振興諸対策

月館町でも60年代後半から70年代前半には農業基本法による農業構造改善事業が実施され、選択的拡大が推進された。67年度に第一次農業構造改善事業が実施され、70年度には野菜産地指定(夏秋キュウリ)、過疎地域指定を受け、71年度には町のこのような農業振興対策・推進の診断を受けた(『福島県月館町における農業振興の基本方向』)。

選択的拡大によって前述のように果樹面積が増加し、70年代後半に入ると肉用牛、養蚕振興対策が導入されるようになるとともに農家人口の流出対策として定住対策、生活環境対策が導入されるようになった。遊休農地の発生にともなって畑ワサビが栽培されるようになった。また農用地利用増進事業が81年度から実施された。

この間の農業粗生産額の伸びは、70~75年度が182%と著しく高かったが、75~80年度



第3-2図 月館町農地利用現況図(月館地区の一部)
(1998年1月現在)

注。月館町役場資料(「遊休農地面積及び農地貸し付け希望調査」結果による現況図)より作成。

は120%，80～85年度は117%としいに低下した。そして85年度以降は減少に転じて85～90年度が87%，90～95年度が83%となり，85年度以降，月館町の農業は総粗生産額の減少という新たな，深刻な段階を迎えている。

このように，80年代後半は転換・混迷の時期であり，導入対策は養蚕から林業対策までと幅広くなったが，農業では「農業構造政策推進協議会」が設置され，農業経営規模の拡大，担い手の育成・確保，生産組織の育成等の構造政策が推進されるようになった。利用権の設定によって農地流動化を促進すると

もに中核的農家への集積を図る方向が明確に示された（『月館町農業振興地域整備計画』）。それとともに後継者確保対策として「結婚奨励要綱」が定められた（第3-10表）。

90年代に入ると引き続き定住化，地域活性化，構造対策が推進されたが，それとともに新たな対策も実施されるようになった。農地流動化を促進するために町単事業の流動化奨励補助金が農地の委託農家，受託農家に助成されるようになったのであり（『農地流動化奨励補助事業実施要綱』⁽⁴⁾，農地の流動化，集積を総合的に講ずるようになった（『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』）。

第3-10表 主な補助事業等の導入状況（月館町）

1989年	月館農業振興地域整備計画書（特別管理） 月館町農業構造政策推進協議会設置（3月）
90	月館町農業，商工業後継者等結婚奨励要綱（2月）
93	農業生産総合振興計画 農村地域定住促進対策事業 農山漁村活性化定住圏創造事業 ワサビ園造成事業（町単事業，93～95年度） 加工・原料用野菜調査展示は設置事業（県補助事業）
94	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」策定 農林業等活性化基盤整備計画 新高能率養蚕地域 新農山漁村振興特別対策事業（～97年度） 中山間地域活性化推進事業 農地流動化奨励補助事業実施要綱（4月） 共同作業用機械導入事業（県補助事業）
95	遊休農地面積及び農地貸し付け希望調査（1月現在） 農業生産体制強化総合推進対策事業 農村地域定住促進対策事業 農業生産総合振興計画 月館町農地流動化専門員設置要綱（10月） 伊達6JA合併（JA伊達みらい，97年JA梁川町合併）
96	肉用牛生産近代化計画 山村振興等農林漁業特別対策事業 月館町養蚕協解散 特産物振興事業（町単事業） ふくしま特産物高品位化促進事業（ワサビ，県単事業，～97年度） 新生産調整推進条件整備事業 中山間地域米生産推進モデル事業（月館町営農改善推進協議会，～98年）
97	伊達地域農業振興協議会発足 新興作物産地育成事業進行事業（町単事業，98年度継続） 月館町認定農業者会規定（7月）
98	緊急生産調整推進事業（御代田地区）

しかし流動化率は低い（後掲川俣町の第4-14表参照）。月館町ではむしろ多量に発生している遊休農地の問題が大きな課題であり、その実態調査を実施するとともに流動化対策（農地流動化専門委員＜非常勤＞の設置）、利活用対策を積極的に実施することになった。特に町単事業として実施するようになったことが注目される。

90年代後半になると、地域振興作物が多様化するとともにそれと関連する各種の県単事業の振興対策が導入された⁽⁵⁾。またJAが広域合併したことから、JAと行政が連携して伊達郡内の農業を広域的に活性化を図るようになった（伊達地域農業振興協議会＜各町、JA、関係機関で構成＞）。

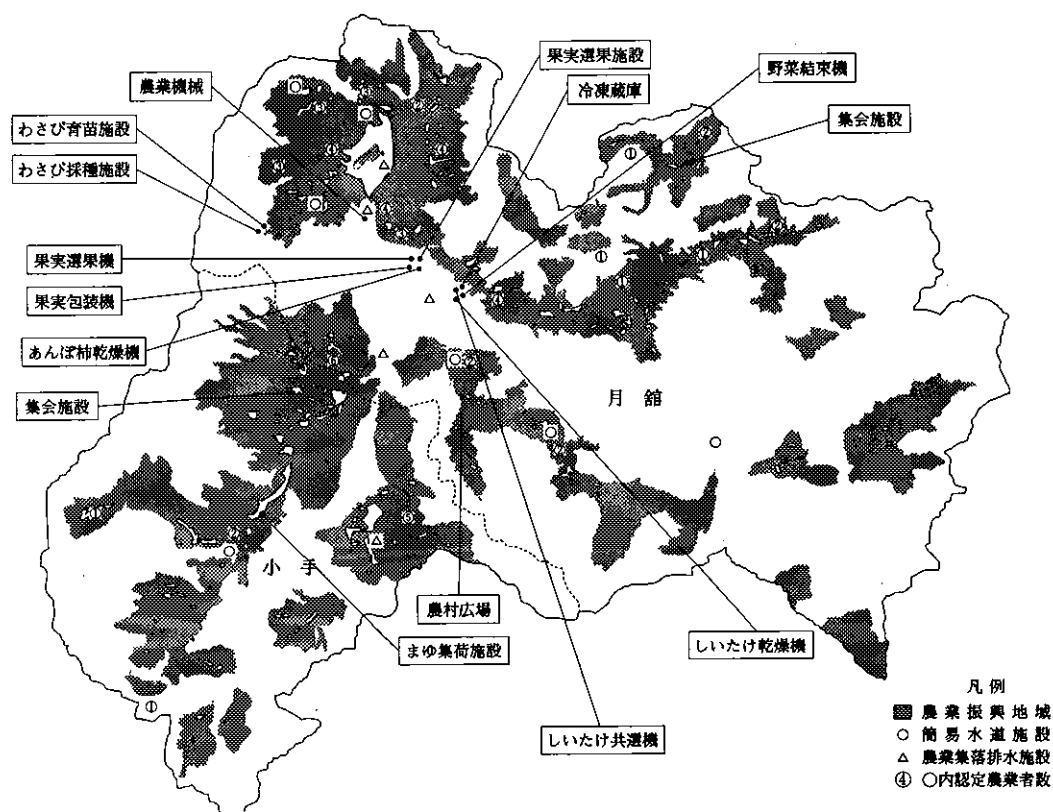
2) 水田対策

ア. 基盤整備の推進

月館町は、阿武隈山系に属し、周囲を

400～600 mの山々に囲まれており、町の中央部を南北に広瀬川が流れ、平坦部を形成している。耕地は87～580 mに分布しており、全耕地の3分の2が山地にある。農用地面積は864.2 haで全町の19.8%を占めているが（農振農用地、95年、第3-3図参照）、経営耕地面積は11.0%を占めるにすぎない（479 ha、95年農業センサス）。しかも経営耕地面積のうち田が45.5%（218 ha）、畑、樹園地が54.5%（261 ha）で後者の方の割合が高い。したがって、農業経営は多品目複合経営であり、果樹、野菜、養蚕、水稻などを主部門として、平坦部では果樹、野菜、水稻、山間部では養蚕、菌茸、水稻の複合経営が多い。

集落数は33あるが（農業センサス、実行組合は36）、いずれの集落にも水田があり、その規模は1～13 haで1集落平均では7 ha程度で少ない（95年）。集落別に1戸当たりの水田



第3-3図 月館町農業振興地域と認定農業者、近代化施設

面積をみても 20～30 a で自給的性格が強い。畑も 10～20 a で自給的である。

水田は傾斜度が 1/300～1/100 と比較的ゆるやかな圃場面積が 17.1% を占めており、これらの圃場では団地性がみられる。しかし山沿いおよび山間部の沢沿いの水田では 1/100 以下が 68% を占めており、しかも分散していることから団地性に劣っている⁽⁶⁾。畑は大部分が傾斜地にあり、傾斜度 8°～15° が 50.6%，15° 以上が 39.9% を占めており、特に団地性に劣っている。しかも集落から離れている圃場などもあり、畑地の地域的資源管理の在り方は水田とは大きく異なっている。

水田は、農業構造改善事業、土地改良総合整備事業等によって、基盤整備の可能な圃場の整備はほぼ終わっており（第 3-11 表）、地区別（大字）では（整地区）、圃場条件に比較的恵まれている御代田が 42.7 ha（含む客土区）、糠田が 31.1 ha、下手渡が 29.4 ha と多いが、沢沿いの棚田が多い月館は 7.3 ha、上手渡は 6.4 ha、布川は 6.0 ha と少ない。

山間部の水田は整備事業費が割高になるとともに土地生産性、労働生産性が共に低いことから、整備が進まず荒廃化が進んでいる。水田の不作付地と放棄地（以前が田）が水田面積（経営耕地＜含む不作付＞＋放棄地）に占める割合を集落数によってみても、10% 以下が 10、10～20% が 11、20～30% が 10、30% 以上が 2 集落となっており、集落によっては

かなりの水田が荒廃化している（95 年農業センサス、平均 16.1%）。

畑は基盤整備面積が 13 ha と少なく（後述）、整備率はわずかに 3.2% にすぎない。前述のように多量に遊休化しており、地域農業振興を図るためには、また流動化を図って地域資源化するためには基盤整備がその前提条件となっている。

イ. 転作対策

水田転作は、水田が上述のように一部の平坦部を除いて沢沿いの山間部に分布していることから、田の区画整理実施集落数は 21 あるが、「実施面積が 70% 以上」は 8 集落、「20 a 区画以上の面積別割合 70% 以上」は 2 集落にすぎず（90 年農業センサス）、集落による対応が困難となっている。したがって実行組合で配分等の「水田農業確立対策の対応・推進」を図っているが（31 集落、90 年農業センサス）、地域的対応は困難であり、「集団転作の取り組みのある農業集落数」はゼロである（95 年農業センサス）。個人配分、個人責任による実施である。

水田転作の実施状況は第 3-12 表のようであり、実施内容は転作が 23～25 ha で、目標面積（除く地域間調整面積）の 30～40% に止まっている。しかもそのうちの 7 割強が野菜である。実績参入が 60～70% を占め、しかも自己保全管理が大部分を占め、中山間地域における転作は圃場条件、転作物種、労働力等

第 3-11 表 基盤整備の実施状況（月館町）

（単位：ha）

	地 区	受益面積	整地区	事 業 主 体
1967 年	1	35.9	32.2	月館町土地改良区
68	1	6.8	6.1	共同施行
75～80	5	45.7	34.3	月館町土地改良区、共同施行
81～85	4	40.2	32.2	月館町土地改良区
85～89	3	19.9	14.5	月館町土地改良区
計	14	148.5	119.3	

注. 福島県伊達郡月館町『月館町農業振興地域整備計画書（特別管理）』（平成元年 10 月）の基礎資料 11～13 頁より作成。

第3-12表 水田転作実施状況（月館町）

（単位：a）

年 度 項 目	1994	95	96	97
転 作 （特別作物，うち野菜）	2,309 (1,695)	2,413 (1,749)	2,451 (1,763)	2,258 (1,649)
調 整 水 田	—	7	31	20
自 己 保 全	1,106	1,106	1,177	1,370
土地改良通年施行	—			
他 用 途 利 用 米	0			
実 績 参 入 （うち自己保全管理）	4,225	4,653	4,041 (3,961)	4,187 (4,091)
合 計	7,640	8,179	7,700	7,835
転 作 等 目 標 面 積	6,100	6,100	7,682	7,828
達 成 率（％）	125.2	129.8	100.2	100.1
地 域 間 調 整 面 積	1,500	1,900	1,700	1,340
最 終 転 作 等 目 標 面 積	7,600	8,112		
最 終 達 成 率（％）	100.5	100.8		

注(1) 月館町役場資料より作成。

(2) 94～95年度（水田営農活性化対策），96年度～（新生産調整推進対策）。

第3-13表 新生産調整推進条件整備事業（月館町）

年度	事業種目	地区	事業実施主体	対象作物	事業内容
96	農業機械施設 整備事業	月 館	月館施設園芸組合	ピーマン キュウリ等	簡易パイプハ ウス 17棟
	〃	月 館	月館キュウリ生産 組合	キュウリ	防除機 6台
	〃	月 館	月館もも生産組合	もも	高所作業車 13台
97	農業機械施設 整備事業	御代田	御代田もも生産組 合	もも	高所作業車 8台
	〃	全 域	御代田野菜生産組 合	ニラ	予冷库 3台
	〃	月 館	月館ピーマン，な す生産組合	ピーマン なす	トラクター他

注。伊達地域農業改良普及センター「普及年報」平成8年度，9年度版より作成。

の問題で多くの困難をかかえ，農地利用の後退，低下となっている。

中山間地域におけるこのような生産調整を推進し，経営の転換と水田の維持・保全を図るために96年度から「新生産調整推進条件整備事業」を導入した（第3-13表）。また「月館町営農改善推進協議会」を設置して「中山

間地域米生産推進モデル事業」を導入し，広域的な地域間調整による転作面積を引き受けるとともに野菜類，果樹類の推進と定着化を，それぞれの生産組合の活動を支援することによって図っている。

3) 畑（桑園）対策

ア. 抜根対策

畑地対策としては、一般畑地の対策と月館町で大きな問題となっている桑園跡地対策とがあるが、ここでは後者についてみることにする。「畑ワサビ」が、73年に農家から農協に出荷の可能性の問い合わせがあったことから農産物としての栽培が検討され、桑間利用による栽培が開始された（採桑をしながらの桑園間作。畑ワサビについては本章第4節参照）。77年からは農協指導型の出荷体制が整備され、本格的な栽培が開始された。80年には農協にワサビ部会が設立された。

月館町は、後述のようにワサビ生産に比較的適した土地条件に恵まれているとともに農業経営が多品目複合経営であることから、経営的にも導入しやすい品目であり、特に多量に発生している桑園遊休地および半日蔭地の有効利用作物として適している。当初は、転作作物としても位置づけられ、山間地域と平地の施設型栽培の技術研究が進められ、地域の基幹的作物として育成されたが、平地での施設型は困難であることがわかり、現在は主

に桑園跡地の有効利用作物として位置づけられ、振興が図られている⁽⁷⁾。

町では桑園跡地利用作物として抜根事業によるワサビ園造成に取り組み、「月館町畑ワサビ園造成に対する補助金交付要綱」を定めて（93年7月）、畑ワサビの振興を図った。事業期間は93～95年度の3カ年間であり、事務を町農協組合長に委任して実施した（補助率50%）。実績は第3-14表のようであり、補助金総額344万円で、関係農家数67戸、造成面積803aであった⁽⁸⁾。

畑ワサビ栽培農家は、83年の210人が最も多く、その後しだいに減少して91～92年には130～150人にまで減少した。しかしこの事業によってその減少をくい止めることが出来たようであり、現在の出荷者数は179人である（出荷者名簿、畑ワサビ部会員は120名、栽培面積10ha）。販売額も93年には1億円を超えたが、以後は連作障害、乾湿害等によって出荷量が横ばい状態となっており、しかも県内および他県の新興畑ワサビ産地の伸びも著しいことから、旧産地としての新たな対応が早急に求められている。

第3-14表 畑ワサビ園造成事業実績（月館町）

造成の種類	実施年度 (年)	造成面積 (a)	戸数	10a当たりの 補助単価(円)	補助金額 (円)	事業費 (円)
桑全抜根造成	93	163.13	14		766,711	
	94	136.83	15	47,000	643,101	
	95	251.10	14		1,180,170	
桑1本おき抜根造成	93	19.08	1		32,256	
	94	3	1	32,000	9,600	
	95	37.05	4		118,400	
その他の造成	93	73.46	8		249,764	
	94	19.12	1	34,000	65,000	
	95	109.30	11		371,620	
年度別計	93	246.67	21		1,048,731	2,294,610
	94	158.95	17		717,709	1,449,285
	95	397.45	29		1,670,190	3,340,380
総計		803.07	67		3,436,630	7,084,275

注. 月館町役場資料より引用。

イ. 特産物推進対策

96年度には、「特産物振興事業」としてこの事業を引き継ぎ、果樹、野菜（ピーマン、ナス）にまで振興作物の対象範囲を広げるとともに、事業内容も苗木導入補助、土壌検定、樹高改善などと多様化させた（第3-15表）。

97年度は「新興作物産地育成事業」として、引き続き桑園の抜根事業を実施しているが、対象作物をワサビ、ナス、ピーマン、インゲン、ツルムラサキ、柿、桃などと多様化させた（第3-16表）。このように、多量に発生している桑園跡地の利活用を町としても積極的に推進しているが、造成面積は必ずしも多くはなく、一つの自治体の事業としては財政的にも限界がみられる。

4) 小括

月館町の農業は、中山間地域の農業として地形的条件に恵まれていないことから、耕地

面積が著しく減少するとともに、耕地利用率が著しく低下した。特に養蚕の衰退によって桑園はほとんどが遊休化し、農業粗生産額も82年をピークにして4割近く減少した。農業の後退が著しい。

農地資源の地域的な管理が大きな課題となっており、町では全町的な農地利用現況調査を実施するとともに地図化し、地域的な農地資源管理のあり方を模索している。桑園跡地を基盤整備して畑ワサビを特産物として育成するとともに野菜類にも拡大するなどしてきており、また農地の流動化を推進してきているが、中山間地域の農業の方向性がみえず、多くの困難を抱えているのが現状である。

（村松功巳）

(3) 集落・農家による農地資源管理

前述の(2)で、桑園の畑転換費用補助や新品

第3-15表 特産物振興事業（計画）（月館町，1996年度）

（単位：円）

事業種目	総事業費	負担区分	
		町補助金	その他
もも優良品種苗木導入	260,000	78,000	182,000
蜂屋柿苗木購入補助	450,000	135,000	315,000
畑ワサビ加工振興	300,000	90,000	210,000
土壌検定	360,000	108,000	252,000
新作物（ピーマン・ナス）増反振興	800,000	240,000	560,000
樹高改善	200,000	60,000	140,000
合計	2,370,000	711,000	1,659,000

注. 月館町役場資料より作成。町補助金は事業費の30%である。

第3-16表 新興作物産地育成事業（月館町，1997年度）

（単位：円）

	造成面積		事業費		作付予定作物
	件	m ²	総額	補助金	
桑全抜根	5	1,840	253,086	78,000	ナス、ピーマン、ワサビ、インゲン、ツルムラサキ
桑1本抜	1	2,286	47,775	15,000	ワサビ
その他	3	450	154,351	48,000	柿、桃、ナス、ピーマン、サヤインゲン
計	9	4,576	455,212	141,000	

注. 月館町役場資料より作成。1998年度は31.5万円（予算）で継続実施。

目の導入推進、農地流動化対策など、耕作放棄地に対する町の取り組みが示された。月館町は、畑ワサビの産地形成を中心として遊休農園対策に効果を上げてきたが、この畑ワサビ導入状況は地区（大字）別・集落別に異なっている。また、農地の保全管理状況も、担い手が比較的多く存在する集落と高齢化が進行している集落とでは、違いが生じてきている。

本節では、以上のような集落間の格差を踏まえ、実態調査に基づいた集落および個別農家による農地資源管理の現状と問題点について述べる。特に、生産面での組織的な取り組み状況に着目しながら、農地資源管理の問題点と今後の方向について明らかにする。

1) 地区別の担い手と農地の概況

地区（大字）別の農業概況については既に(1)で示されたが、担い手と農地概況について再確認する意味で、第3-17表を示した。これによると、男子農業専従者のいる農家割合は、御代田地区が52.9%と5割を超え、次いで布川地区が39.1%であるほかはいずれも3割未満と低く、特に上手渡地区では10.9%に過ぎない。

これら担い手の存在状況を端的に示す指標として農業就業人口密度（農家1戸平均の農業就業人口）をみると、御代田地区が1.7人、布川地区が1.6人、糠田地区が1.4人であるのに対して、上手渡地区では1.1人と少ない。また、農業就業人口の高齢化率も、御代田地区が40.1%、布川地区が48.6%と5割以下であるのに対して、ほかの4地区は56%以上であり、特に上手渡地区は64.0%と高齢化が進んでいる。後に示すように、認定農業者の数も町全体では57名であるが、そのうち御代田地区が26名（46%）と最も多く、次いで布川地区が12名（21%）、糠田地区が9名（16%）となっており、地区別の担い手の存在状況を反映している。

次に平均経営耕地面積をみると、上手渡地区と御代田地区が70a規模、月館、糠田、下手渡の3地区が60a規模であるのに対して、担い手が比較的多い布川地区は55aと零細である。この布川地区では、85年センサス時に町全体の4分の1を占めていた桑園のシェアが95年には6.4%へと急減したため、遊休農地率（耕作放棄地と不作付地の合計面積割

第3-17表 地区別の担い手と農地の概況

地区別		男子農業専従者のいる農家割合 (%)	農業就業人口密度 1) (人)	農就人口高齢化率 2) (%)	平均経営耕地面積 (a)	桑園のシェア (%)	遊休農地率 3) (%)	畑ワサビ栽培農家数 4) (戸)
旧月館町	御代田	52.9	1.7	40.1	72	1.7	20.1	29
	月館	27.3	1.3	56.1	60	16.9	31.8	2
	布川	39.1	1.6	48.6	55	6.4	34.9	75
旧小手村	糠田	29.0	1.4	56.1	69	37.1	27.6	44
	上手渡	10.9	1.1	64.0	76	23.6	28.0	14
	下手渡	26.5	1.3	56.5	67	14.3	21.6	11
町計		34.7	1.4	50.5	65	100.0	27.5	175

資料：1995年農業センサス「農業集落カード」および農協資料から作成。

注(1) 農業就業人口密度とは、農家1戸平均の農業就業人口。

(2) 農就人口高齢化率とは、農業就業人口に占める65歳以上の割合。

(3) 遊休農地率とは、耕作放棄地と不作付地の合計面積割合。

(4) 畑ワサビ栽培農家数は1998年現在の集荷者名簿による。

合)が34.9%と最も高い値を示し、平均経営耕地面積は最も小さくなっている。

これに対して、平均規模の最も大きい上手渡地区では桑園率が39.8%と高く、桑園のシェアも糠田地区の37.1%に次いで23.6%と高い。これら2地区を含む旧小手村の桑園シェアは75%にも達しており、95年センサス時においても桑園が多く残っていたことを示している。しかし、旧小手村に多く残っていた養蚕農家も、95年の30戸から2年後の97年にはわずか5戸、使用桑園面積も5haへと急減しており、遊休桑園の問題は時間差を伴って旧小手村でも進行していることが窺われる。

一方、本町の桑園からの転換品目として中心的な役割を果たしてきた畑ワサビの栽培農家は、むしろ遊休農地率の最も高い布川地区で75人と最も多く、糠田地区の44人と合わせて全体の7割弱を占めている。また、畑ワサビ導入農家の多くが10a未満と零細規模であり30a以上の規模を有するのは僅かに14名のみであるが、このうちの12名が布川地区に集中している。

先に、(1)で1985年から95年までの10年における農地の増減率が示されたが、ここでは桑園の減少率が53.3%と高い反面、畑は10.8%の増加、なかでも普通畑は26.1%の増加を示していた。大幅な桑園減少の中にあって、一部が畑に転換されたことを示すものであるが、特に畑ワサビ導入農家が集中する布川地区で普通畑が61.6%も増加していたのは、畑ワサビ導入効果の一端を示すものであろう。

布川地区の桑園の多くは傾斜地かつ半日陰地に立地しており、桑園としては収量も上がらない劣等地であったが、逆に陰性植物で夏の高温と排水不良に弱い畑ワサビにとっては適地であったことから、桑園からワサビ畑への転換が最も多い地区となっている。

2) 集落別にみた農業の担い手と農地管理状況

第3-18表は、集落別にみた農業の担い手と農地管理状況である(農家数10戸未満の1集落を除く)。ここでは、農業の担い手の存在状況を示す指標として農業就業人口密度を、農地管理状況を示す指標として遊休農地率を

第3-18表 集落別にみた農業の担い手と農地管理状況

区 分	遊休農地率					
	15.0%未満	15.0～20.0	20.0～27.0	27.0～35.0	35.0～40.0	40.0%以上
農業就業人口密度	1.00人未満		上1	下4		月6-2
	1.00～1.20	町組	御3	月4, 糠1 上3	糠2	月7-2
	1.20～1.45		下1 糠5	上2	糠6	月6-1 布2
	1.45～1.70	糠3	糠7 下3	布3 糠4	月5 布1	布6 布4
	1.70～2.00	御4 下2	御1 御5	月7-1 布5		
	2.00人以上		御2			

資料：1995年農業センサス「農業集落カード」から作成。

注(1) 農家数10戸未満の1集落を除く。

(2) 網掛けをしたのが調査5集落。

(3) 表中の太線は、2指標の町平均値(1集落を除く)を示す。

第3-19表 調

集 落 大 字	布 5 布 川	布 3 布 川
農家概況 世帯数 農家数 農業従事者 あつぎの 有無など	世帯数 25 戸 農家数 20 戸 ・自給的農家 7 戸 ・畑ワサビ導入農家が 14 戸と 多い	世帯数 31 戸 農家数 25 戸 ・自給的農家が 11 戸と多い ・以前、農家の半数が養蚕を実 施
75 年の養蚕農家	20 戸	12 戸
農地概況 経営耕地面積 平均耕地面積 基盤整備状況 耕作放棄状況	水田 7 ha 畑 12 ha (桑園含む) 95 a ・水田の基盤整備は 2 分の 1 ・桑園の畑転換を 3 ha 以上実 施した ・桑園の 3 分の 1 (6 ha) 程度 が放棄されている	水田 5 ha 畑 9 ha (桑園含む) 56 a ・水田の基盤整備は 1 ha と少 ないが、個人的に整備するケ ースはある ・畑(桑園含む)の 3 分の 1 (5 ha) が放棄されている
畑ワサビ導入 桑園抜根等	畑ワサビ農家 14 戸と多く、50 a 以上の農家も存在 ・桑園抜根事業を集中的に導入 し 3 ha 以上の畑を造成 ・定年帰農後のワサビ導入者 5 名	畑ワサビ農家 11 戸 ・畑ワサビ農家の多くは高齢者 だが、借地するケースもある ・桑園間作畑ワサビもあるが、 養分競合の問題がある
生産面での組織的対応状況 機械の共同利用、作業受委託 など	・転作は個別対応で、末端の水 管理は数戸共同 ・集落内には作業を受託する者 がいない	・転作は個別対応で、自然達成 ・機械の共同利用は、20 年前か ら 6～4 戸で田植機、バインダ を共有している
今後の農地動向	・高齢化に伴い、ワサビ畑の流 動化対策がないと荒廃する ・水田は米価下落と高齢化によ り、道路脇でも荒廃化の恐れあ り	・未整備田、悪条件の農地を中 心に耕作放棄が進む ・畑ワサビ拡大の可能性もある が、生産条件面での制約が厳し い
集落組織の活動 役場・農協等への要望等	・生産面では畑ワサビ、シイタ ケなどグループ毎の話し合いが 活発 ・集落の会合も多い ・畑ワサビを早期に導入した人 の連作障害対策(作業道整備に よる桑園の畑転換推進)	・生活面では良くまとまっている ・農地問題の危機意識はある が、解決の糸口が見いだせず、 集落の議題にならない状況 ・行政による農地流動化施策を 望む

資料：集落代表者からの聞き取り調査。

とった。両指標の平均値を太線で表したが、
特徴的なのは御代田地区 5 集落のうち 4 集落
までが農業就業人口密度 1.70 人以上、遊休農

地率 20.0%未満のところに位置することで
ある(表中の点線で囲んだ範囲)。町内で最も
担い手が多く、また水田の基盤整備も早くか

査集落の概要

月 4 月 館	糠 6 糠 田	上 2 上手渡
世帯数 73 戸 農家数 35 戸 ・混住化が進行 ・家の後継者ありが 19 戸 ・農業後継者ありが 11 戸 11 戸	世帯数 48 戸 農家数 39 戸 ・専業農家 4 戸のみで、第 2 種 兼農家が大半を占める ・家の後継者ありがほとんど 21 戸	世帯数 16 戸 農家数 14 戸 ・養蚕継続農家は 3 戸 ・農業後継者ありが 7 戸 13 戸
水田 11 ha 畑 14 ha 桑園 0 ha 71 a ・水田の基盤整備は 2 分の 1 (1965 年～) ・桑園 3 ha と水田 2 ha が耕作 放棄	水田 17 ha 畑 12 ha (桑園含む) 74 a ・水田の基盤整備は 3 分の 1 ・畑整備はなし ・放棄桑園が 3 分の 2 (23 ha) と多い	水田 7 ha 畑 1 ha 桑園 5 ha 93 a ・水田の基盤整備率 70% (1983) ・桑園 15 ha のうち 10 ha が耕 作放棄されている
畑ワサビ農家 11 戸 (うち 3 戸が中止) ・桑園抜根事業導入農家は 4 戸 で、主に野菜を作付けている	畑ワサビ導入農家が 7 戸いる が、10 a 以上は 1 戸のみ ・桑園抜根事業は 30 a のみで、 ほかは自力抜根による	畑ワサビ農家 7 戸 (うち 3 戸が中止) ・桑園抜根を行ったのは 2 戸の みで(自力抜根)、跡地にはサヤ エンドウを作付け
・転作は個別対応 ・トラクタ保有農家が 4 戸のみ で、その他は集落内外にかかわ らず、作業を委託している	・転作は個別対応で、生産面での 組織的な動きはない ・水稻の乾燥・調製作業を多く が集落外の大規模受託者に委託	・転作は個別対応で、多くが自己 保全管理 ・集落内に農作業の受託者はい ない
・農業後継者のいない農家が今後、 農地を貸付に出す可能性大 ・しかし、集落としての対応は 特にならない	・棚田や畑は今後とも荒廃化が 進行する ・集落内に作業を受託する者も いない	・高齢化、後継者不足によって 200 a 程度の農地が出される可 能性があるが受け手がいないた め、そのまま耕作放棄につな がる可能性大
・「月 4 地区農用地利用組合」 (農地賃貸借の調整組織で 1984 年に結成)があるが、実質的な 活動は行っていない。 ・特にない	・生産面での組織的活動はない ・コミュニティー活動は活発 で、行事も盛んに実施 ・畑の農道整備と 10 a 程度の 区画整理を希望する	・生産面での組織化は行われて いないが、生活面での結びつき は強く、集落の祭事も年 2 回実 施 ・本地区は農地の条件が非常に 悪く見通しが立たない

ら実施された、野菜・果樹を中心とする集約
複合経営地帯であることの反映である。

一方、布川地区は、農業就業人口密度が平

均以上である集落が 6 集落のうち 5 集落と多
いが、遊休農地率が平均以上である集落も 4
集落と多い。担い手が比較的多くいながらも、

農地管理状況には差が生じているのである。また、糠田地区の7集落は、担い手が多く農地管理状況も比較的良好な集落と、その逆に担い手が少なく農地の荒廃化が進んでいる集落とに分化している。さらに、町の中心部に位置する月館地区では、7集落のうち5集落までが遊休農地率が平均以上であり、うち3集落では40.0%以上という高い割合で遊休化が進行している。

3) 調査集落における農地管理状況

ア. 調査集落の特徴と放棄桑園の状況

以上のように、集落別にみた農業の担い手と農地管理状況には、地区別にみた場合と異なった側面がある。同じ地区内でも集落間で違いがあるのである。そこで、より具体的に集落内での農地保全管理の状況を見るために、布5、布3、月4、糠6、上2という5集落(前掲第3-18表に網掛けで表示)を選定して、集落代表者からの聞き取り調査を実施した。その結果が第3-19表である。

まず、調査集落の特徴を農家概況から示すと、布5集落は農家数20戸全てがかつて養蚕農家であったが、その後の飼養中止過程で14戸までが畑ワサビを導入し、畑ワサビ中心集落へと変貌してきている。一方、布3集落は平均耕地面積が56aと経営規模の零細な集落であり、高齢化に伴って土地持ち非農家も増加している。月4集落は町の中心部に位置し、担い手も少ない混住化が進行している集落である。さらに、糠6集落は専業農家が4戸のみという兼業深化集落であるし、上2集落は唯一現在も養蚕を継続している農家が存在するが、その養蚕農家が最近になって急減した集落である。

次に、耕作放棄状況をみると、布5と布3集落で桑園の3分の1、糠6と上2集落では桑園の3分の2が耕作放棄されているという。ここでは、布5や布3集落で畑ワサビ農家がそれぞれ14戸、11戸と多く、桑園抜根事業の集中的な導入や自力開墾による畑ワサビ

の導入によって、遊休桑園の発生を3分の1でとどめたことが注目される。これに対して、糠6集落での兼業深化や上2集落での最近になっての養蚕農家の急減による遊休桑園の激発ぶりが対照的である。遊休桑園割合の違いは、桑園からの転換品目としての畑ワサビ導入の程度の差を表すものである。なお、畑ワサビの栽培面積が30a以上と比較的大きい農家が、布5集落に5戸、布3集落に2戸、糠6集落に1戸存在する。

イ. 調査集落における今後の農地動向

まず、生産面での組織的対応状況をみると、水田転作は5集落全てが個別対応であり、また多くが自己保全管理である点が注目される。営農集団などの組織的な対応は、かつて月4集落に「月4地区農用地利用組合」という農地賃貸借の調整組織が結成されたことはあったが、現在では活動休止状態にある。この農用地利用組合は農用地利用増進事業の実施に当たり1981年から町内の15集落に設立されたものであり、調査集落でも5集落のうち糠6集落を除く4集落に設立されたが、いずれも活動休止状態にある。

このため、現在は布3集落のように集落内での田植機やバインダの数戸共有がある一方で、布5や糠6、上2集落のように集落内に作業を受託する者もおらず、今後の高齢化や後継者不足によって、耕作放棄の更なる発生が憂慮されるところ集落も少なくない。月館町の水田の多くは自家飯米用であるが、最近の米価下落により、布5集落の代表者が言うように、道路脇の水田すら荒廃化の恐れが生じてきているのである。これに対して、月4や糠6集落のように、集落外の担い手に作業を委託する集落もあり、農地の保全管理とそのための担い手確保は集落よりも広い範囲での対応が必要であることを示している。

さらに、これまで遊休桑園の転換作物として重要な役割を果たしてきた畑ワサビにも、連作障害や高齢化に伴う規模縮小、耕作中止

といった問題が生じつつある。月4集落の11戸中3戸、上2集落の7戸中3戸が畑ワサビ栽培を中止するに至っていることが、それを示している。この畑ワサビは当初は高齢化対策として導入されたものであるが、生産者の一層の高齢化のもとで、小規模多人数参加型の産地を如何に再編するかが課題となってきた。すなわち、比較的若い担い手の規模拡大を推進し、産地規模の維持・拡大を図る必要があるのである。

以上のように、生産面での組織的対応という点では、布5集落での畑ワサビの集中的導入という点を除けば、全般的に農家相互の生産活動は希薄である。しかし、この反面で、いずれの集落においてもコミュニティ活動は極めて活発に行われている。サークル活動やスポーツ大会、婦人部活動などが極めて活発に行われており、福島市近郊の安定兼業定

住社会という特徴を持っている。こうした、安定した兼業定住社会のもとにあつて、農業・農村をどのように位置付けるかが課題となろうが、農業振興面では行政による農用地流動化対策や、地域特産品目である畑ワサビの連作障害対策も含めた産地の維持・発展対策として、農作業道整備による遊休桑園の畑転換促進対策が求められている。

そこで、次に個別農家の動向をみておこう。

4) 担い手農家の動向

ア. 認定農業者の経営類型

第3-20表に認定農業者の経営類型を地区別に示したが、月舘町の認定農業者は水稻、野菜、果樹を中心に、菌茸（シイタケ、ヒラタケ等）や畜産を加えた、多部門の複合経営となっている。57名のうち単一経営は5名（9%）、2部門経営は7名（12%）と少ない。最も多いのが3部門経営で33名（58%）と6

第3-20表 認定農業者の経営類型

(単位：人)

経営類型	人数計	地区別					
		御代田	月舘	布川	糠田	上手渡	下手渡
水稻+野菜+果樹	15	10	1	2			2
水稻+野菜+菌茸	8		2	2	2		2
水稻+野菜+果樹+菌茸	6	5			1		
水稻+野菜+果樹+畜産	2	2					
水稻+果樹+菌茸	6	3		2	1		
水稻+果樹+畜産	2	1			1		
水稻+果樹	2				2		
水稻+畜産	2			1			1
水稻+菌茸	2			2			
水稻+野菜+果樹+菌茸+畜産	1				1		
水稻+野菜+養蚕+菌茸	1					1	
水稻+野菜+花木	1			1			
水稻+果樹+菌茸+畜産	1				1		
水稻+果樹+花木	1	1					
水稻+花き+花木	1	1					
果樹+菌茸	1			1			
単一経営(野菜、果樹、花き、菌茸、畜産：各1)	5	3	1	1			
計	57	26	4	12	9	1	5

資料：月舘町の認定農業者経営内容等一覧表より作成。

割弱を占め、4部門経営も11名(19%)、さらに5部門経営も1名いる。

この認定農業者の部門導入率を見ると、水稻が最も多く51名(90%)、次いで果樹が38名(67%)、野菜が35名(61%)、菌茸が27名(47%)、畜産が9名(16%)、花き・花木が5名(9%)となっており、養蚕は上手渡地区の1名のみである。なお、野菜のうち畑ワサビを導入しているのは13名(23%)である。

第3-21表は主要導入部門の規模別認定農業者数であるが、水稻は50a未満が37名(73%)と大半が自家飯米程度の零細規模である。一方、果樹はリンゴ、モモ、プラム、カキなど複数の品目を組み合わせた果樹複合も多く、70a以上が過半数を占めている。また、野菜はキュウリ、トマト、畑ワサビなど露地栽培と施設栽培との組み合わせであるが、施設拡大の方向にあるため1戸当たりの面積は38aと比較的小さい。このうち、畑ワサビの1戸当たり面積は20aであるが、30a以上と比較的大きい規模に属する生産者も4名いる。

この畑ワサビは、当地域に数少ない冬春期に商品化できる部門として、アンボ柿とともに複合作物の重要な位置を占めている。冬春期に有利な作物が少ない中であって、10a当たり40～45万円の販売金額が得られる畑ワサビの導入は、専業農家にとって年間就労の幅を広げる意味でも経営上の意義は大きい。また、施設栽培と露地栽培の組み合わせに

よって、畑ワサビの周年栽培が可能な道も開かれてきている。

イ. 調査農家にみる農業・農地の動向

第3-22表は、調査した4戸の農家の経営概要を示したものである。いずれの農家も畑ワサビやアンボ柿を導入する複合経営である。このうち、①は両親が主に農業に従事し、経営主夫婦が補助する第2種兼業農家、②は高齢化した両親が畑ワサビを担い、基幹品目であるシイタケを経営主夫婦が担う専業農家、③は小規模な野菜・果樹を経営する高齢専業農家、④は町内でも数少ない養蚕農家である。

土地基盤の整備状況をみると、①と②農家で一部の圃場が基盤整備されているが、③と④農家の圃場は未整備である。それぞれに、耕作放棄地を有すると同時に借地も行っており、条件不利な自作地を耕作放棄する代わりとして、比較的条件のよい耕地を借地している。また、現在も養蚕を継続している④農家を除いて、3戸の農家では桑園の転換も行っており、畑ワサビ、アンボ柿、シイタケのホダ場としての活用を図っている。比較的条件の良い桑園が転換されたことを示している。また、③の高齢農家を除いて、水稻作業の委託や苗の購入、農業機械の共同所有・共同利用、さらには臨時雇用の導入などを行っている。自らの置かれた条件に合わせて作目転換や周囲との連携などを図りながら経営内容を再編しつつ、今日に至っていることが示されている。

第3-21表 主要導入部門の規模別認定農業者数

(単位：人、a)

区 分	規 模 別 人 数						合 計		1戸 当たり 面 積
	～30a	30～50	50～70	70～100	100～150	150a～	人数	面積	
水 稻	19	18	10	3	1		51	1,940	38
果 樹	6	4	8	6	10	4	38	3,028	80
野 菜	18	9	5	1	0	2	35	1,333	38
うち畑ワサビ	9	4					13	259	20

資料：月館町の認定農業者経営内容等一覧表より作成。

第3-22表 調査農家の概要

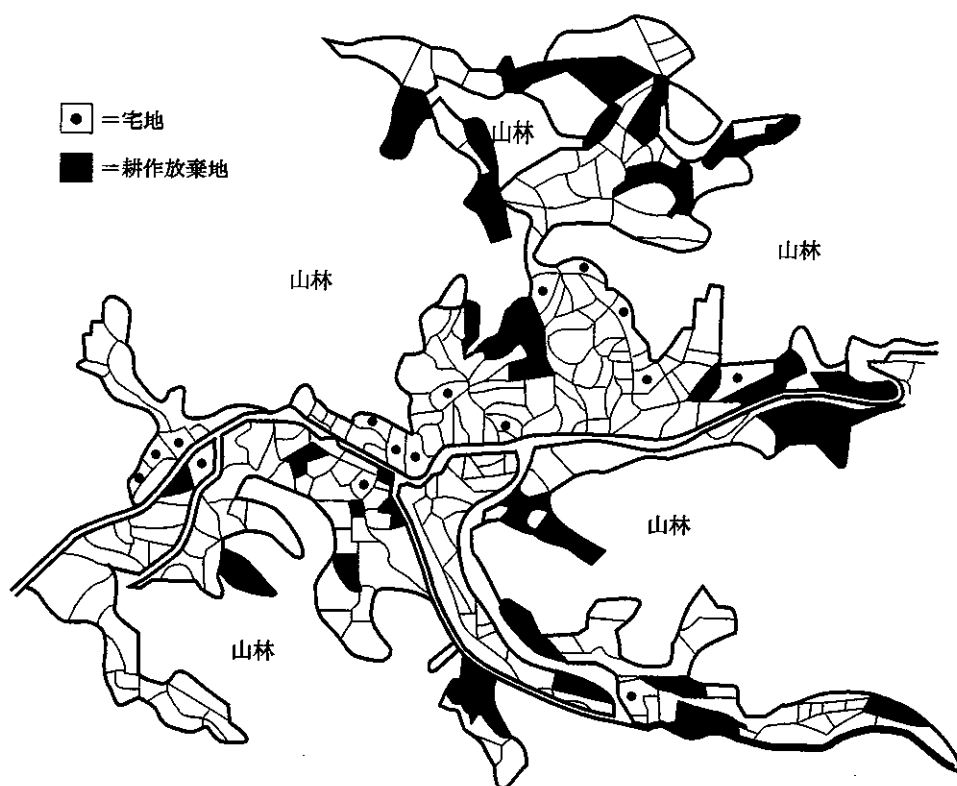
農家番号 所在地	① 月 館	② 布 川	③ 糠 田	④ 上手渡
農業従事状況 従事者(年齢) 従事日数 作業分担等	経営主(35) 50日 妻 (34) 10日 父 (66) 150日 母 (64) 300日 ・水稻は経営主、畑ワサビとアンボ柿は両親が担当	経営主(46) 250日 妻 (40) 250日 父 (78) 70日 母 (72) 70日 ・畑ワサビは両親、シイタケは経営主夫婦が担う	経営主(74) 250日 妻 (71) 250日 長男 (50) 70日 ・町外在住の長男が休日に手伝う	経営主(69) 150日 妻 (71) 150日 長男 (47) 300日 ・長男が経営全般を担い、経営主および妻が補助
農地概況 経営耕地面積 基盤整備状況	水 田 83 a 普通畑 38 a 樹園地 20 a 計 141 a 水田 43 a	水 田 48 a 普通畑 65 a ホダ場 40 a 計 153 a 水田 33 a 普通畑 40 a	水 田 15 a 普通畑 40 a 樹園地 50 a 計 105 a なし	水 田 50 a 普通畑 15 a 樹園地 110 a 計 175 a なし
農地の貸借 耕作放棄地 桑園の転換	借地：水 田 35 a 普通畑 8 a 水田 10 a 普通畑 9 a 計 19 a ・20 aを抜根して、畑ワサビ用のパイプハウス(81 m ²)を2棟建設	借地：水 田 8 a 普通畑 40 a 桑園 5 a ・85 aのうち40 aを全抜根、40 aを列状抜根(補助対象は10 a、他は自力転換)	借地：普通畑 10 a 水田 5 a 桑園 30 a 計 35 a ・70 aのうち20 aをワサビ畑、20 aを柿園に転換	借地：樹園地 80 a 水田 20 a 桑園 30 a 計 50 a ・70年から自生畑ワサビの栽培を行っており、桑園の転換はない ・現在も養蚕を継続
作付け作物と 規模、所得等	水稻 64 a サヤエンドウ 12 a インゲン 10 a 畑ワサビ 15 a アンボ柿 20 a 農業所得 100 万円 + 農外所得	水 稻 33 a 畑ワサビ 40 a アンボ柿 7 本 シイタケ 2 万本 農業所得 460 万円	キュウリ 10 a エンドウ 10 a 畑ワサビ 20 a アンボ柿 50 a (うち 30 a 未成木) 農業所得 150 万円 年金 2 人で 130 万円 計 280 万円	水 稻 30 a 畑ワサビ 10 a アンボ柿 4 t 養 蚕 1.2 t シイタケ 2 t 農業所得 190 万円 年金 2 人で 117 万円 計 307 万円
機械の共同利用 作業受委託など	・水稻の育苗をJAに、 初すりを個人に委託 ・現有のトラクタが壊れた後は更新せず、耕起・代かきは個人に作業を委託する予定	・トラクタ4戸共同 ・田植機2戸共同 ・バインダ2戸共同 (コスト削減) ・シイタケ原木の伐出作業2戸共同 (危険作業のため)	・機械は全て個人有 ・かつて「ゆい」があったが消滅	・機械は全て個人有で今後も更新する ・シイタケ原木の伐出作業、アンボ柿の皮むき、養蚕の上族作業に雇用を導入 (延べ10~30人)
経営の推移 今後の方向	・87年まで養蚕(水稻+養蚕+アンボ柿) ・88年から桑園20 aの抜根・整地を行い、畑ワサビ用のハウス建設 ・93年頃から畑ワサビの連作障害が発生し、畑ワサビを15 aに減らす代わりに野菜を導入 ・現状維持	・90年まで養蚕1.8 haで年5回飼育、収網量1.5 t ・91年から養蚕を年2回飼育に縮小して畑ワサビ10 a導入と生シイタケの夏出し開始 ・94年に養蚕を中止し桑園を抜根して畑ワサビ畑とホダ場を拡大 ・現状維持	・85年まで水稻、シイタケ、養蚕と冬期出稼を行っていた ・その後、養蚕とシイタケを中止し、代わりに野菜導入とアンボ柿の生売から干し柿加工への転換を図る ・畑ワサビは80年に導入 ・現状維持	・70年から畑ワサビを栽培 ・75年頃から「アンボ柿+養蚕+畑ワサビ+シイタケ」の経営であった ・近年はアンボ柿を除いて価格が下落しており、経営的にダメージを受けている ・将来的には養蚕からキュウリに転換する

ただ、今後の経営展開として積極的に規模拡大するという農家は、この中にはおらず、集約複合経営の形で現状維持という段階にある。土地利用型作物の規模拡大という方向ではなく、むしろ農産物価格低迷への対処が当面する大きな課題となっているようである。また、地域資源活用型の作目として遊休桑園対策にも寄与してきた畑ワサビも、連作障害という課題を抱えるようになってきている。このため、①農家ではサヤエンドウやインゲンの作付けを増やしてきた。一方、④農家では将来的には養蚕からキュウリへの転換を考えている。畑ワサビの連作障害対策に加えて、新たな品目の導入も課題になってきていると言えよう。

5) 調査集落・農家からみた農地保全上の課題

以上、調査した集落と農家の概要から言えることは、積極的な土地利用型農業の担い手は見当たらず、今後とも耕作放棄の懸念が強まっていることである。既に放棄された桑園のみならず、自家飯米用の水田や連作障害のワサビ畑、それに高齢化の進行といったように、現在ある農地ですら耕作放棄の恐れが生じているというのが、月舘町における農地利用の今日的状況である。

今後の課題として、農用地利用組合や農業受委託組織の再編成、畑ワサビ産地の再編と連作障害対策、畑ワサビ以外の園芸品目の振興等があるが、それとともに重要な問題として農地をどこまで守るかという課題が挙げられよう。



第3-4図 布5集落における耕作放棄地の位置

資料：月舘町産業課の作成した農地利用現況図による。

現在、町では遊休農地一筆調査を終了し、集落別に農地利用現況図が作成されている。第3-4図に、調査対象とした布5集落での耕作放棄状況を示した。ここでは田畑の区別を略したが、耕作放棄地は住居から離れた遠隔圃場（図の上部）や沢沿いの狭小圃場（図の右下）、それに山際の傾斜圃場で多く発生しており、地目は何れも畑地である。集落外縁の傾斜畑から耕作放棄されてきているわけであるが、一方では、集落の中心部にある水田においても、わずか5カ所ではあるが耕作放棄地が発生している。こうした農地利用現況図をもとに、今後とも農地として残すべき圃場と粗放管理に移行する圃場などについての土地利用区分についての話し合いが必要になる。

この場合、水田の維持管理については、集落を超える範囲で農作業の受委託が行われていることに注目したい。第3-23表に、地区別の水田基盤整備状況と水稲作業の委託面積率を示したが、85年から95年にかけて経営耕地が大幅に減少する中でも水田の減少率は9.1%と比較的少なく、これには基盤整備と作業受委託の実施状況が関係している。このうち水田面積減少率が比較的高い上手渡地区

（21.1%）と布川地区（12.9%）では、沢沿いの圃場が多いため水田の基盤整備済み面積はそれぞれ6.4ha、6.0haと少ない。このため、特に担い手も高齢化している上手渡地区では水稲作業の委託面積率も低くなっている。

これに対して、御代田地区では42.7ha、糠田地区で31.1ha、下手渡地区で29.4haの水田基盤整備が実施済みである（月館は7.3ha）。このため、水田の減少率が相対的に少ないと同時に、水稲作業の委託面積率が相対的に高くなっている。特に、大規模な作業受託経営が地区内に存在する下手渡地区では、作業委託面積率が稲刈・脱穀で54.3%、乾燥・調製で67.6%と高い。水田の場合には、基盤整備状況と作業受委託組織あるいは個別経営体の有無が保全管理の良否に大きな影響を及ぼすことを示している。

月館町では、これまで農用地利用組合を集落単位に設立してきたが、担い手の今日的な存在状況からすれば、大字単位程度の広い範囲で担い手確保を図ることの方が現実的であると思われる。

一方、畑地についても、農協の品目別部会組織と併せて、地区別の組織化が必要となっ

第3-23表 地区別の水田条件と水稲作業委託面積率

（単位：%）

地 区 別		水 田 整備率 1)	水 田 減少率 2)	水稲作業委託面積率 3)		
				田植	稲刈	乾燥
旧月館町	御代田	45.6	9.0	30.6	38.5	40.4
	月 館	(25.0)	4.1	32.7	38.4	39.1
	布 川		12.9	29.9	38.4	16.7
旧小手村	糠 田	76.5	8.4	16.5	31.8	41.3
	上手渡	(0.0)	21.1	8.7	13.6	11.6
	下手渡		5.0	39.8	54.3	67.6

資料：1985年農業センサスおよび95年農業センサスの「農村地域環境総合調査」による。

注(1) 水田整備率とは、旧市区町村別の田の区画整理実施面積割合で、括弧内は30a区画以上の割合。

(2) 水田減少率は95年/85年の値。

(3) 水稲作業委託面積率は95年の値。

てこよう。高齢化に伴って、畑ワサビでも耕作中止を余儀なくされる部会員や、連作障害に当面する部会員もあり、農用地の流動化対策や小規模圃場整備、農作業道の開設などが産地の維持発展にとっても重要となってきたからである。小規模多人数参加型の畑ワサビ産地から、高齢化に伴って減少する作付面積を補うような規模拡大を果たす農家の増加を促すことが必要となってきた。

6) 小括

月舘町では、早くから生産基盤が整備され、果樹と野菜の複合経営として形成された御代田地区を除いて、担い手の脆弱化と農地利用の粗放化・荒廃化が現在も進行している。調査した集落・農家の概要から見ても、積極的な土地利用型農業の担い手は見当たらず、既に放棄された桑園のみならず、現在ある農地ですら耕作放棄の恐れが生じているのである。

現在ある農地をどこまで守るかという課題に当面しているわけであり、町が作成した「農地利用現況図」をもとに、将来とも農地として残すべき圃場と粗放管理に移行する圃場などについての話し合いが必要とされている。

こうした土地利用区分のもとで、今後の課題である土地利用型農業の担い手確保や畑ワサビ産地の再編、畑ワサビ以外の園芸品目の振興等が構想される必要があるし、その基礎条件をなす小規模基盤整備や農作業道の整備も実施される必要がある。

また、新たな担い手の確保や組織化に当たっては、大字程度のやや広い範囲での計画が必要となろう。実態調査の結果からも明らかのように、内部に担い手を見いだせない集落も多いためである。

(増淵隆一)

(4) JA 組織と農地資源管理——「JA 伊達みらい」の取り組み——

1) 組織と販売事業の概要

ア. JA 組織の概要

月舘町を管内とする「JA 伊達みらい」は、1995 年度に伊達郡内 5 町の農協が合併、翌 96 年度にさらに 1 農協が加わり、現在、郡内 8 町のうち 6 町を管轄する広域農協である。1998 年 8 月末現在での組合員数は、正組合員約 11,500 人（この他に準組合員約 7,000 人）であり、月舘町内の組合員はその約 1 割を占めている。

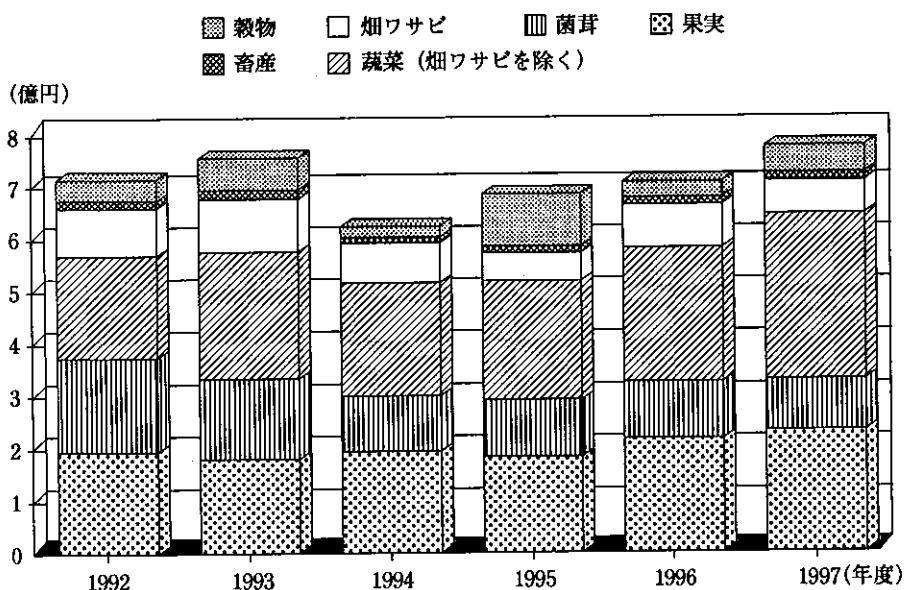
農協合併後は、各町に総合支店、資材センター、営農センターがそれぞれ設置され、各部門ごとに支店機能を果たしている。このうち、営農・販売部門を担っているのが営農センターである。

また、販売額が 1 億円を超える品目については生産部会が設置されており、現在「しいたけ」、「なめこ」、「ピーマン」、「ニラ」、「もも」、「りんご」、「プラム」、「畑ワサビ」、「畜産」、「養蚕」の各部会がある。これら部会の運営は、畜産と養蚕を除き運営は本店、支店（営農センター）で生産・出荷指導が行われている⁽⁹⁾。なお、この他に同 JA の主要販売品目として「キュウリ」と「あんば柿」があるが、両品目については各町間での品質格差等の問題もあり、現段階では部会結成までには至らず協議会を構成するにとどまっている。

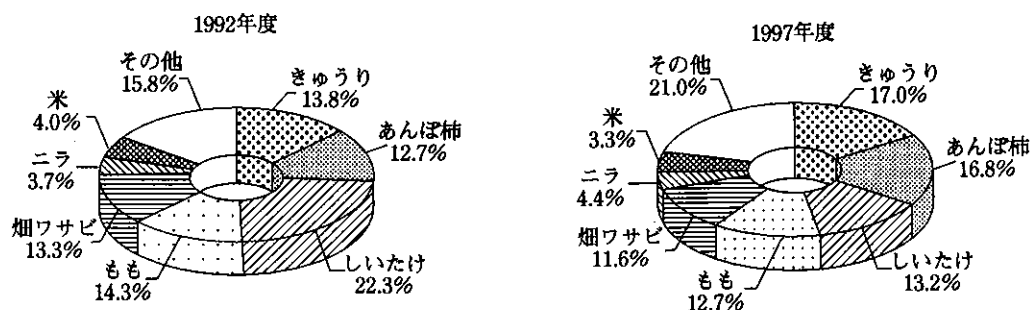
イ. 月舘営農センターの事業概要

月舘町の営農センター（月舘営農センター）は、現在職員 7 名（うち、臨時職員 2 名）で運営されており、人員面では合併前の体制がほぼ維持されている。

同町の農産物販売額の推移を第 3-5 図によりみると、94 年度（冷害年）以降僅かずつではあるが増加傾向にあり、97 年度の販売額（約 7.7 億円）は 93 年度（約 7.5 億円）を若干上回るまでに回復している。これは、蔬菜（畑ワサビを除く）の販売額が増加している



第3-5図 月館営農センターの作目別販売額の推移
出典：「月館農センター」資料。



第3-6図 主な品目の販売額構成の変化 (1992→97年度)
出典：「月館営農センター」資料。

ためであり、97年度の同販売額は93年度対比でも約1.3倍となっている。この他、果実も微増傾向にある。これに対し、後に詳しく触れる畑ワサビは、近年伸び悩み傾向にあり、販売額が最も大きかった93年度に比べると97年度は約4割の減少となっている。

さらに、同町における主要品目について、販売総額に占める割合を92年度と97年度で比較すると(第3-6図)、構成比が上昇してい

る品目はキュウリ、あんぽ柿、ニラであり、しいたけは22.3%から13.2%へと大幅な低下、畑ワサビ、もも、米も1ポイント前後と僅かではあるが低下している。また、その他品目の割合が15.8%から21.0%へと5ポイントも上昇しており、蔬菜を中心に多品目化する動きも窺える。

ところで、月館町における米は商品作物としては極めてマイナーな作物であり、販売総

額の僅か3%程度を占めるにすぎない。同町の水稲作付け農家の多くは自家飯米用として米を栽培しており、JAに出荷される量は極めて少ない(農家保有米が圧倒的に多い)。したがって、JAが管理する稲作関連の施設は育苗施設のみであり、ライスセンターは設置されていない⁽¹⁰⁾。

町内の平場地域では若干の水田貸借や作業受委託がみられるが、山間部では受け手がほとんどいないため、その多くが自己保全水田(事実上の遊休地)となっている。ちなみに、35%と高い転作率にもかかわらず、毎年転作目標が超過達成されてきているのは、これら水田が多く存在していることによる。

ウ. 農地資源管理への関与

上述したように、米の取り扱い額が極めて少ないため、JA組織として稲作の生産振興、すなわち水田管理に対する取り組みはほとんどみられない。JAとしての基本方針は生産額上位5品目(蔬菜・果実中心)の生産をのばすことであり、そのために、生産部会の育成・強化を図ることが重点課題となっている。生産部会の活動を強化することが農地の有効利用につながり、結果として地域資源の管理に貢献できるというスタンスなのである。

他方、より直接的な取り組みとしては、町が実施している遊休桑園の整備事業(振興作物産地育成事業)の事業実施主体にJAがなり、遊休桑園の跡地を利用した畑ワサビやピーマン等の生産振興の一翼を担っていることが挙げられる。同事業は抜根等の桑園の整備にかかる経費の30%を町が独自に助成するものであり、整地や農道拡張を含めれば10a当たり約10万円かかる遊休桑園の整備費用について、農家負担の軽減を図っている。

とはいえ、同町での農地資源管理に対するJA組織の関与は、品目別の生産部会活動によるところが大きい。以下では、遊休桑園の跡地を積極的に活用して行われている畑ワサビ栽培に着目し、同生産部会の活動状況等から

農地資源管理の現状と課題をみることにする。

2) ワサビ生産部会

ア. 設立の経緯と活動状況

現在約160戸の農家が参加する部会に発展している月舘町のワサビ生産部会は、1970年代始めに自家用として自生していた畑ワサビを栽培していた3戸の農家(布川、月舘集落)が、農協に対し出荷の話を持ちかけたことにより始まる。これら農家や農協の努力によって、70年代後半頃から春先の換金作物としての評価を得るようになり、また全戸への普及推進に積極的に取り組んだ結果、80年に福島月舘農協ワサビ部会が会員93戸により発足する。その後、会員数は徐々に増加していくが、80年代半ばに短期間で30戸を超える新規加入があり、全町で参加戸数が大幅に増加する。これは、減反の強化に伴い平坦部の農家が転作対応として畑ワサビに取り組み始めたことや、行政から生産資材に対する補助が積極的に行われたことによる。しかし、転作対応で畑ワサビを始めたこれら農家の多くは数年で撤退することになる。排水条件の悪い転作田という栽培条件が畑ワサビ栽培にはあわなかったのである。

このような経過もあり、80年代後半から会員数が減少に転じるが、これに歯止めをかけたのが1989年に民間会社と加工原料の契約取引が開始されたことである。このことにより品質的にやや劣る畑ワサビの出荷が可能となり、また出荷時期が延びる(生食用の出荷最盛期は2~4月、加工用は6~7月)ことによって、規模拡大も容易となった。その後会員数は150~170戸の間で比較的安定的に推移し、現在に至っている。

ところで、月舘町の畑ワサビ栽培面積は約15haであるが、その8割強は桑園利用であり、その利用方法は大きく2通りある。一つは桑を全て抜根して路地または施設栽培を行う方法であり、もう一つは数列おきに桑を抜

第3-24表 月館営農センターにおける畑ワサビの販売動向 (1995～97年度実績)

区 分		1995年度	1996年度	1997年度	97/95年度(%)	97/96年度(%)
生食用	数量(kg)	22,732	38,730	32,142	141.4	83.0
	金額(千円)	39,515	58,343	45,768	115.8	78.4
	単価(円)	1,738	1,506	1,424	81.9	94.5
加工用	数量(kg)	29,048	43,312	35,799	123.2	82.7
	金額(千円)	16,835	23,558	21,179	125.8	89.9
	単価(円)	580	544	592	102.1	108.8

出典：「月館営農センター」資料。

根し（抜根せずにそのまま利用する場合もある）トンネル栽培する方法である。93～95年度の3ヵ年間だけでも約6haの遊休桑園が畑ワサビ園に造成されている。

次に、畑ワサビ栽培農家の経営規模をみると、平均栽培面積は10a程度であり、3～5a程度の零細規模の農家が約3割を占めている。これら農家はそのほとんどが高齢農家である。なお、同町で最も作付け規模の大きい農家は1.6ha程度の経営を行っており、この他にも数戸の農家が1haを超える規模の経営を行っている。近年の栽培面積は栽培農家数と同様に大きな変化はないが、気象条件の悪い年が続いていることもあり生産量は伸び悩み傾向にある。

したがって、第3-24表により近年の畑ワサビの販売実績をみると、生食用、加工用ともに96年度から97年度にかけて数量および金額が減少しており、特に、生食用の販売金額は2割以上の減少となっている。これには、販売数量の減少に加え、単価が95年度から徐々に低下してきていることが大きく影響している。

なお、部会の運営は栽培農家がほぼ全町的に分布していることから、各地区から1～2名の役員を選出、計8名の役員で運営するとともに、各集落ごとに連絡員を置いて対処している。また、部会として年1回以上の技術研修会等が継続して行われている。

イ. 農地の貸借・管理

既に触れたように、月館町の畑ワサビ栽培

は遊休桑園の跡地を利用して行われている。同町には多くの遊休桑園が存在することから、これら桑園を借地して畑ワサビ栽培する農家も50戸程度存在する。賃借料は10a当たり8,000円が標準であるが、最近では6,000円程度にまで低下する傾向にある。また、桑園は借りた人が抜根を行うかどうかを選択でき、町の補助を得て抜根・整地した後、日除けをして栽培するか、桑園の株間でそのまま栽培するか（ただしこの場合、定期的に桑の剪定が必要となる）は、借り手の自由である。

とはいっても、畑ワサビの場合、土地条件に大きく左右されることから、遊休桑園のどこでも栽培できるというものではない。したがって、規模拡大を指向する農家が地区内で条件のよい農地を見つけられない場合は、他の地区から借地を行っており、出作・入作が頻繁に行われている。

このことは、ワサビ畑そのものの貸借がほとんどないことにも起因している。畑ワサビの場合、かなり高齢（80歳位）になるまで栽培が可能のため、高齢農家は自分の労働力に見合った規模へと徐々に面積を縮小していく傾向にある。このため、ある程度まとまった規模のワサビ畑が借地に出されることは極めて少ないのである。

なお、これら農地の貸借（遊休桑園の貸借）はすべて個別対応であり、生産部会による幹旋・調整等を行われていない。この他、地力の向上を図るための堆肥導入についても同様

である。

3) 小括

以上みたように、月館町の農地資源管理、特に遊休桑園の利活用に、畑ワサビ生産部会を中心としたJA組織が果たしてきた役割は大きい。しかし、膨大に存在する遊休桑園のさらなる活用や、水田を含めた既存の農地を維持していくために寄せられるJA組織への期待は一層大きくなっており、故に残された課題も多い。

その第1は、農地流動化対策における行政組織との連携強化である。現在、農地の貸借については、すべて個別対応となっている。各作物の生産条件を踏まえた農地資源の把握と将来の利活用方向を明確にし、出し手農家と受け手農家の間の調整機能を行政機関とともに担っていくことが重要であろう。

第2は、より効率的な土地利用を図るための新規作物の振興と複合的経営の育成に向けた課題である。農地資源の効率的利用を推進するためには、畑ワサビ栽培に適さない遊休桑園（かつ、比較的生産条件がよい農地）で栽培可能な作物の振興が不可欠である。またこのことは同時に、畑ワサビ+αの複合経営によって安定した所得確保にもつながる。現在、どちらかといえば品目別に縦のラインでの活動が主体となっているが、複合経営を行う農家を、経営単位でみた営農指導の強化も必要となろう。

第3は、土づくり対策への支援である。月館町内には畜産農家が極めて少ないため、畑ワサビ農家等においては個別に近隣の町村から堆肥を購入している。広域JAの利点を活かした、組織的な対応が求められているといえる。

なおこの他にも、担い手育成のための取り組み強化や高齢化が進む稲作部門への対応等も、農地資源の維持・管理にとっては必要不可欠な課題であろう。広域合併したJA組織にとっては、個別の町ごとに農地資源管理へ

直接関与していくことは極めて難しい。したがって、地域条件に応じた担い手育成や新たな振興作物の産地形成に向けた取り組みを通じた、いわば間接的な農地資源管理への関与を、各町の状況に応じてきめ細かく対応していくことが極めて重要であるといえよう。

(橋詰 登)

注(1) 本「中山間資源」開発連携研究の初年度報告、村松他「中山間地域における地域資源管理組織の現状と課題」(農業総合研究所、平成10年9月)参照。

(2) 福島県の中山間地域の問題概要については、『福島県における中山間地域の現状と課題——中山間地域農業振興対策会議検討結果報告書——』(福島県農林水産部農村振興課、平成7年3月)、『福島県の中山間地域農業——その現状と課題——』(福島県農林統計協会、平成9年3月)参照。福島県の中山間地域対策の特徴の分析としては守友裕一「中山間地域農業の振興と地域政策」(福島大学地域研究センター『福島大学地域研究』第9巻第1号、1997年8月)参照。

(3) 福島県における桑園の荒廃化等の利用現況調査として、福島県農林水産部「福島県の養蚕資源活用に向けて」(平成10年3月)がある。これは92年現在で養蚕を営んでいた農家の96年12月1日現在の桑園の利用状況などの調査結果である。福島県の養蚕の推移については、『ふくしまの蚕糸』(福島県農林水産部)各年度版参照。

(4) 農地流動化補助金額は(98年度、10a当たり)、利用権設定期間3～6年が受け手農家3,000円、貸し手農家2,000円、6～10年が6,000円と4,000円、10年以上が12,000円と8,000円である。なお、受け手認定農家にはさらに特別加算額5,000円がある。

(5) 福島県の農林水産部の各課の事業内容、予算額については、福島県農林水産部「平成10年度 事業計画書」参照。遊休農地に関する対策資料としては『遊休農地対策関連事業資料』(福島県農業経営指導課)参

照。

- (6) 福島県伊達郡月館町『月館町農業振興地域整備計画書（特別管理）』（平成元年10月）による。
- (7) 月館町の畑ワサビについては、伊達地域農業改良普及センター等『畑ワサビの栽培』（平成7年3月）、JA 伊達みらいわさび生産部会月館支部『平成10年度 わさび出荷反省並びに生産振興大会』（平成10年9月）等参照。遊休農地の利活用事例集としては、福島県遊休農地活用推進会議『遊休農地活用に向けて（改訂版）』（平成10年4月）参照。
- (8) 福島県伊達郡月館町役場「田村地方農業委員会職員協議会視察研修資料」（平成9年10月）による。県北地域の市町村独自の遊休農地対策については、県北農林事務所農業振興部「市町村・農業団体独自の遊休農地対策関連事業」（平成10年12月）参照。
- (9) 畜産と養蚕の両部会については、管内の各町に組合員が散在しているため、本店で生産出荷指導を含め一括した運営がなされている。
- (10) 月館町内における水稻作付農家の1戸当たり水稻作付面積は29aと零細なことに加え、作付品種も極めて多様であり、約8割の農家が現在でも天日乾燥を行っている。

4. 川俣町における農地資源管理の現況

(1) 川俣町の農業概況

1) 川俣町の概況

川俣町は福島市から南東に約15kmほどのところに位置する（前掲第3-1図）。月館町からは10km弱の距離にあり、気候は月館町とほぼ同様である。人口は19,043人（1995年国勢調査）であるが、80年代後半以降は減少傾向を続けており、人口定着が町の大きな課題となっている。

同町の大きな特色は養蚕に加えて、製糸業や織物業が立地する織物の町として発展したという経緯である。かつて町は多くの町工場

第4-1表 川俣町における町外就業者の状況（1995年）

	実数(人)	割合(%)
就業者数(計)	10,132	100.0
町内就業者	7,618	75.2
町外就業者	2,514	24.8
うち福島市	1,630	(64.8)
郡山市	54	(2.1)
二本松市	66	(2.6)
月館町	57	(2.3)
飯野町	272	(10.8)
安達町	55	(2.2)
東和町	65	(2.6)
飯館町	54	(2.1)
その他	261	(10.4)

資料：国勢調査。

注. ()で示した割合は町外就業者に占める割合を表す。

が軒を連ねる工業地域であった。その後ナイロン等の発明・普及により、絹は化学合成繊維に代替され、さらにわが国の基幹産業が繊維産業等の軽工業から重化学工業に移るにつれ、町の織物業等も徐々に衰退をし始めるようになっていった。だが現在も町は「絹の里」として、養蚕・織物業の振興による町おこしを図っており、農・工・商の均衡ある発展を目指している。

ところで川俣町は月館町と同様に福島市に近接している。第4-1表は川俣町の町外就業者の状況をみたものである。しかし川俣町に常住する就業者のうち従業先が町外である者の割合は24.8%と月館町(41.5%)に比べて、かなり低い割合となっている。これは川俣町が製糸・織物業等の立地する商工業地域であり、月館町に比べ町内に就業機会が多いことを反映したものといえよう。一方、町外就業者の就業先市町村は福島市が64.8%と圧倒的に高い割合を占めている。

町は1955年「町村合併促進法」に基づき合併した8旧町村からなる。農林水産省の統計区分では、旧川俣町が都市的地域に区分されているが、他の旧小島村、旧飯坂村、旧大綱

木村, 旧小綱木村, 旧山木屋村, 旧富田村, 旧福田村はいずれも中間農業地域である。

2) 川俣町農業の現況

本節では農業センサスを主に利用して農家戸数, 耕地面積, 農業労働力などから川俣町の農業を概観する。また町は8旧町村からなっており, 町全体に加え旧町村ごとの統計分析を行う。さらに, センサスでみた養蚕の衰退と同町における桑園跡地対策等についても適宜触れる。

ア. 農業生産

96年生産農業所得統計によると, 川俣町の農業粗生産額は3,773百万円となっている。内訳をみると, 米が727百万円(粗生産額の19.3%), 野菜435百万円(同11.5%), 工芸農作物630百万円(同16.7%), 畜産1,682百万円(同44.6%)となっている。畜産と工芸農作物生産の大半は旧山木屋村で行われている。畜産は酪農などが盛んで, 工芸農作物はタバコである。旧山木屋村以外では, ミニトマトやキュウリ, インゲンなどの野菜作が盛んとなっている。

なお, かつて川俣町農業の中心であった養蚕の生産額は43百万円で, すでに町の農業粗生産額の1%にすぎない。このように不振を

極める養蚕に代わる新たな作目として, 同町ではタラの芽栽培が主に桑園跡地に導入されており, 近年急速に生産が増大した点が注目される。

イ. 農家戸数

第4-2表は農家戸数の推移をみたものである。総農家戸数は一貫して減少しており, 95年は1,618戸となっている。専兼別には, 専業農家や第1種兼業農家が減少する傍ら, 第2種兼業農家の増加が続いており, 90年から第2種兼業農家割合は80%を越えている。だが90~95年にかけては, 第2種兼業農家はわずかに減少に転じ, 逆に高齢専業農家の増加によって専業農家が若干増加している。

一方, 養蚕農家戸数の減少は総農家戸数の減少を上回っており, 総農家数に占める割合は60年には53.3%(1,200戸)から95年には6.7%(109戸)に大きく低下している。

さらに第4-3表は95年の農家戸数を旧町村ごとに示してある。都市的地域である旧川俣町は農家率が4.0%と極端に低く, 旧飯坂村(農家率27.5%)や旧富田村(同30.3%)も低くなっている。しかし残りの旧村の農家率は6割を越えており, 特に高いのは旧山木屋村(同78.7%), 旧小島村(同76.8%), 旧

第4-2表 農家戸数の推移(川俣町)

区分		計	うち養蚕 農家	専業農家	うち男子生産年齢 人口のいる世帯	第1種 兼業 農家	第2種 兼業 農家
実 数 (戸)	1960年	2,252	1,200	656	—	1,115	481
	70	2,104	993	189	—	1,032	883
	80	1,914	714	166	135	650	1,098
	90	1,724	315	143	103	198	1,383
	95	1,618	109	147	75	173	1,298
割 合 (%)	1960年	100.0	53.3	29.1	—	49.5	21.4
	70	100.0	47.2	9.0	—	49.0	42.0
	80	100.0	37.3	8.7	7.1	34.0	57.4
	90	100.0	18.3	8.3	6.0	11.5	80.2
	95	100.0	6.7	9.1	4.6	10.7	80.2

資料: 農業センサス。

注. 男子生産年齢人口のいる世帯とは, 男子15~64歳の世帯員がいる世帯。

第4-3表 旧町村別農家戸数（川俣町，1995年）

旧町村名	合計 (戸)	割合 (%)	うち養蚕 農家	専業 農家	うち男子生産年齢 人口のいる世帯	第1種 兼業 農家	第2種 兼業 農家	農家率 (%)
旧川俣町	84	100.0	9.5	11.9	2.4	3.6	84.5	4.0
旧小島村	192	100.0	32.3	7.3	2.6	9.4	83.3	76.8
旧飯坂村	154	100.0	31.8	13.0	7.1	19.5	67.5	27.5
旧小綱木村	140	100.0	41.4	8.6	2.9	7.9	83.6	63.6
旧大綱木村	84	100.0	51.2	3.6	2.4	2.4	94.0	76.4
旧山木屋村	277	100.0	4.7	16.2	12.6	28.2	55.6	78.7
旧富田村	401	100.0	37.2	6.7	2.2	5.2	88.0	30.3
旧福田村	286	100.0	41.3	5.6	2.4	3.5	90.9	64.0

資料：農業センサス，国勢調査。

注．農家率は当該地区の農家数を総世帯数で除したものである。

第4-4表 耕地面積の推移（川俣町）

	経営耕地 総面積 (ha)	構成(%)				1戸あたり 耕地面積 (ha)	耕作 放棄地 (ha)
		田	畑	樹園地	うち桑園		
1960 年	2,155	38.2	40.0	21.8	20.8	0.96	—
70	1,925	40.7	33.9	25.4	23.9	0.92	—
80	1,823	40.0	31.2	28.8	25.9	0.95	54
90	1,611	41.1	36.7	22.2	18.4	0.93	156
95	1,326	46.5	40.0	13.6	10.0	0.82	341

資料：農業センサス。

大綱木村（同76.4%）である。

専業別には，第2種兼業農家率が旧大綱木村と旧福田村で90%を越えており，他の旧町村でも多くが8割以上と，同町が安定兼業地帯であることを色濃く反映している。一方，旧山木屋村では2兼率が55.6%と低く，逆に専業率が16.2%と高いのが特徴である。また，旧川俣町の専業率は11.9%であるが，男子基幹専従者のいる専業農家は2.4%にすぎず，旧山木屋村を除き，高齢専業農家率は高くなっている。

ウ．経営耕地面積

第4-4表は経営耕地面積の推移をみたものである。経営耕地総面積は95年では1,326haであるが，60年以降ほぼ一貫して減少している。また，1戸あたりの耕地面積も60年の0.96haから95年には0.82haに減少し

ている。

地目別には，田の減少が比較的緩やかなため，田の占める割合は65年の38.2%から，95年には46.5%に上昇している。しかしそれでも水田率は概して低く，畑と樹園地で耕地の過半を占めていることがわかる。畑は60～75年にかけて大きく減少した後，増大と減少を繰り返している。畑の増大要因には旧山木屋村における農地造成事業の実施や，桑園跡地等へのタラの芽の導入などがあげられる。反対に減少要因には農外転用や耕作放棄などの増加があげられる。

さらに第4-5表は95年の耕地概況を旧町村ごとにみたものである。旧山木屋村は経営耕地面積が458haと最も大きく，これは川俣町の経営耕地面積の34.5%に当たる。さらに1戸あたりの経営耕地面積は1.65haと，そ

第 4-5 表 旧町村別耕地面積（川俣町，1995 年）

旧町村名	経営耕地 面積 (ha)	割合 (%)	田	畑	樹園地		耕作 放棄地	1戸あたり 耕地面積 (ha)
						うち桑園		
旧 川 俣 町	40	100.0	52.5	37.5	10.0	5.0	(9.1)	0.48
旧 小 島 村	134	100.0	56.7	24.6	18.7	8.2	(21.6)	0.70
旧 飯 坂 村	116	100.0	32.8	49.1	19.0	6.0	(23.2)	0.75
旧小綱木村	92	100.0	60.9	22.8	15.2	12.0	(27.6)	0.66
旧大綱木村	42	100.0	54.8	28.6	16.7	11.9	(33.3)	0.50
旧山木屋村	458	100.0	41.5	57.2	1.1	0.9	(10.5)	1.65
旧 富 田 村	227	100.0	52.4	24.2	23.3	19.4	(28.8)	0.57
旧 福 田 村	217	100.0	42.9	34.1	23.0	21.7	(22.5)	0.76

資料：農業センサス。

注．耕作放棄地の割合は経営耕地総面積に耕作放棄地を加えた面積に対する割合である。

第 4-6 表 旧町村別にみた耕地面積の増減（川俣町）

(単位：%)

区 分	旧町村名	経営耕地 総面積	田	畑	樹園地		
						うち桑園	
1985 年 面 積 割 合	旧 川 俣 町	2.7	3.5	2.6	1.6	1.3	
	旧 小 島 村	9.5	11.3	5.5	12.1	11.3	
	旧 飯 坂 村	8.5	6.3	9.1	11.0	9.5	
	旧小綱木村	7.9	8.5	4.5	11.5	12.5	
	旧大綱木村	3.6	3.6	1.6	6.3	7.0	
	旧山木屋村	34.0	30.1	56.8	8.1	4.5	
	旧 富 田 村	19.3	21.3	11.2	27.4	29.8	
	旧 福 田 村	14.6	15.3	8.7	22.0	24.1	
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
増 減 率 (85 ～ 95 年)	旧 川 俣 町	-16.7	-16.0	-6.3	-42.9	-60.0	
	旧 小 島 村	-20.7	-6.2	-2.9	-53.7	-75.6	
	旧 飯 坂 村	-23.2	-15.6	0.0	-55.1	-81.6	
	旧小綱木村	-34.3	-8.2	-25.0	-72.5	-78.0	
	旧大綱木村	-34.4	-11.5	20.0	-75.0	-82.1	
	旧山木屋村	-24.3	-11.6	-26.0	-86.1	-77.8	
	旧 富 田 村	-34.0	-21.7	-21.4	-56.6	-63.0	
	旧 福 田 村	-16.9	-14.7	37.0	-49.0	-51.0	

資料：農業センサス。

注．耕作放棄地の占める割合は経営総耕地面積に耕作放棄地を加えた面積に対するものである。

の他旧町村が 0.7～0.5 ha と零細であるの
に比べ、旧山木屋村が突出していることがわか
る。

次に地目別にみると、田の割合が最も高い
のは旧小綱木村の 60.9%だが、残りの旧村は
40～50%前後で、もっとも低いのは旧飯坂村
の 32.8%となっている。畑の割合が高いのは

旧山木屋村の 57.2%や旧飯坂村の 49.1%な
どである。旧山木屋村は、先述のように畜産
とタバコ作が盛んで、95 年センサスの収穫面
積では、タバコが 103 ha、飼料用作物が
123 ha となっている。一方桑園割合が高いの
は、旧福田村の 21.7%、旧富田村の 19.4%な
どである。

最後に旧町村別にみた経営耕地面積の変化等から遊休桑園対策等の状況をみることにしよう。第4-6表によると、85年時点で旧福田村および旧富田村の桑園の合計面積は町内全桑園の53.9%を占めており、両地区で養蚕が盛んであったことがわかる。一方85～95年の耕地増減率をみると、桑園減少率は旧富田村が63.0ポイント、旧福田村が51.0ポイントと大きく減少しているが、それでも85年に桑園シェアが12.5%と旧富田、福田村に次いで高かった旧小綱木村の桑園減少率が78.0ポイントであるのに比べると、両地区の減少率は低いといえよう。次節で述べられるが、同町の養蚕・桑園対策事業は両地区（特に福田地区）を中心に展開されており、桑園減少率の低さはその成果の現れであると思われる。

さらに、旧福田村では畑が37.0ポイントの増加となっており、タラの芽の導入と生産拡大に伴う効果が含まれていると考えられる⁽¹⁾。しかし、やはりタラの芽栽培の盛んな旧富田村では、むしろ畑は減少しており、旧福田村にしても、経営耕地総面積は16.9ポイントの減少となっている。このように養蚕対策や、タラの芽導入による桑園転換対策等は、一部にその成果を確認できるが、経営耕地面積の減少に歯止めをかけるには至っておらず、桑園跡地対策の限界を示している。

第4-7表 農業就業人口（川俣町，1995年）

	全体	男子	女子
計（人）	2,142	994	1,148
割合（%）	100.0	100.0	100.0
15～29歳	5.3	6.5	4.3
30～49	13.9	12.2	15.4
50～59	13.8	10.2	16.9
60～64	16.2	13.9	18.1
65～69	22.2	23.0	21.5
70～74	16.8	18.0	15.8
75歳以上	11.8	16.2	8.0

資料：農業センサス。

エ. 農業労働力

第4-7表は95年における農業就業人口をみたものである。概して高齢者の割合が高くなっており、男女合計では、65～69歳が22.2%、70～74歳が16.8%を占めている。しかし同時に、安定兼業地域の強みとして、若年層にも担い手が一定割合存在しており、30～49歳が13.9%、50～59歳が13.8%と層として存在しているのである。また、第4-8表は農家あとつぎの状況をみたものである。川俣町全体では、同居あとつぎがいる農家世帯は全農家世帯の55.7%を占め、逆にあとつぎがいない世帯は30.2%にとどまっていることがわかる。また旧町村別にみると、旧小綱

第4-8表 あとつぎの状況（1995年）

名称	(単位：%)			
	同居あとつぎ がいる	他出あとつぎ がいる	あとつぎが いない	合計
川俣町	55.7	14.2	30.2	100.0
旧川俣町	65.5	13.1	21.4	100.0
旧小島村	51.6	11.5	37.0	100.0
旧飯坂村	57.1	18.8	24.0	100.0
旧小綱木村	48.6	17.9	33.6	100.0
旧大綱木村	52.4	20.2	27.4	100.0
旧山木屋村	57.0	14.4	28.5	100.0
旧富田村	57.9	14.0	28.2	100.0
旧福田村	54.9	10.1	35.0	100.0

資料：農業センサス。

木村を除きすべて50%以上の同居あとつぎ率となっている。

月館町でもみたように川俣町もまた安定兼業地帯としての強みから、あとつぎの確保には深刻な問題点はみられないといつてよいだろう。すなわち農業の著しい衰退とは対照的に社会的な安定は保たれているのである。

(福田竜一)

(2) 自治体と農地資源管理

前節で川俣町の地域、農業概況をみた。川俣町は月館町に隣接する中間農業地域であるが、月館町よりも地形条件的に恵まれていること、戦前から生糸関係の製糸工場が多く、兼業農家が多かったこと、そして現在では福島市への通勤が多くなり、安定兼業地帯と化してきていることが指摘された。また農業生産では、工芸農作物(タバコ)、畜産の粗生産額割合が高く、月館町の野菜、果樹経営組織とは経営組織的にやや相違していることが指摘された。

川俣町は県北の養蚕地帯の中心地として桑園面積が多く、養蚕の衰退による影響が特に大きく、遊休地問題が深刻となっている。農地の利用転換による多品目複合経営の再編、強化が迫られており、月館町と同様に多方面にわたる農業・農村対策が導入、推進されてきた。本節では主に桑園の跡地対策に焦点を当て、地域の農地の資源管理問題を自治体との関連でみることにする。

1) 農地問題——遊休地問題

川俣町は、月館町に比べて販売額に占める養蚕、工芸作物(タバコ)、畜産物(酪農)などの割合が高く、水田を自給水田としながら養蚕、タバコ、畜産などの商品作物を主な販売作目としてきた。特に養蚕は町内に多くの製糸工場があり、川俣町農業の主要部門として形成され、発展してきた。しかし月館町と同様に70年代後半以降、特に80年代後半以降に急速に衰退して、養蚕経営の再編・転換

第4-9表 桑園の遊休化時期と荒廃状況
(川俣町)

(単位:筆)

	遊休圃場 筆(%)	うち 転用等	荒廃状況			
			1	2	3	4
1960年頃	2(1.7)	—			2	
65	12(10.0)	—			12	
70	0(0)	—			0	
75	19(15.8)	—		2	17	
80	29(24.2)	—		6	23	
85	26(21.7)	7		19	5	2
90	19(15.8)	7		13	5	1
95	3(10.8)	4		13		
計	120(100.0)	18	0	53	64	3

注(1) 川俣町役場(産業課)調査結果(1996年12月)資料より作成。

(2) 桑園遊休地所有農家29戸について(山木屋地区7戸、飯坂地区22戸)。

(3) 遊休地時期は記入が1960年頃、65年頃等となっているので上記の最も近い年次とした。

(4) 荒廃状況は、1.そのまま活用できる、2.トラクター等で手を加えれば、3.基盤整備等本格的に取り組まなければ、4.活用見込みがない、である。

を迫られてきた。

第4-9表のように桑園は条件の悪い圃場からしだいに後退して遊休化し始め、70年代後半に入ると遊休地が急速に増加した。そして比較的條件の良い圃場にも波及して、桑園の大部分が遊休化するとともに荒廃化した。

95年農業センサスでは341haの耕作放棄地があり、これは経営耕地面積(経営耕地1,326ha+耕作放棄地341ha)の20.5%を占める。耕作放棄地のうち田が16.9%(58ha)、畑(除く樹園地)が41.5%(142ha)、樹園地が41.6%(142ha)であり、畑と樹園地(桑園)がその大部分を占めている。

農地利用のこのような危機的な状況に対処するために、「地域の認定農業者および担い手農家等への優良農地の流動化」を促進するために、川俣町でも96年度に「農用地利用調整特別事業」によって、農業委員会が圃場一筆

毎にその利用現況調査を実施した(12月)。そして97年度に「遊休農地活用事業」を導入して(県単事業、99年度までの3カ年間)、個別農家毎に「遊休農地現況台帳」を整備するとともに全町の「遊休化農地現況図」を作成し、実態の把握に努めている。現在は、「川俣町遊休農地活用推進協議会」(97年7月設立)によってその利活用計画の策定を進めている。川俣町農業の今後の振興の在り方を左右する重要な課題である。

この調査結果は第4-10表のようであり、752万m²の「遊休地」がある。これは95年農業センサスの耕作放棄地の2倍強である。このように多いのは、一筆調査ではすでに10年以上も遊休化していて、農家でも農地として認識していないような農地も含まれていること、「遊休化」の判断が農家によってなされていてやや幅広くなっている事等による。

この遊休地の前作物別割合は、桑が

56.0%、水稻が13.3%、飼料作物が7.8%、野菜類が5.4%であり、桑園跡地が半分以上を占めている。しかも地区別にみても、標高が高く酪農が盛んな山木屋地区を除いて、いずれの地区でも桑園跡地が最も多く、全町に渡って桑園の遊休地が多量に発生している。なお、水田も桑園に次いで遊休地として面積が多く、農地利用の新たな危機過程に入っている。

前掲第4-9表の桑園の遊休地によってこれら遊休地の概要をみると、1戸当たり4.1筆、6,168m²(1筆当たり1,490m²)の桑園遊休地を持っており、その遊休地の「周辺農地の状態」も94%が遊休地である。「荒廃状態」は①そのまま活用出来るはゼロ(筆)、②トラクター等で手を加えれば利用可能が44.2%、③基盤整備等本格的に取り組まなければならないが53.3%、④活用の見込がないが2.5%であり、そして全筆が「再整備の必要性」が有

第4-10表 遊休農地の地区別、前作物別面積(川俣町、1996年)

(単位:1,000m²)

地区 前作物	地区別（旧市町村別）												計
	川俣	富田				福田		小島	飯坂	大綱木	小綱木	山木屋	
		鶴沢	小神	東福沢	西福沢	羽田	秋山						
① 桑	60	219	227	336	387	342	475	589	327	488	578	180	4,207
②水 稻	12	74	65	62	89	41	125	95	77	58	162	142	1,001
③飼料作物	0	12	5	3	7	1	27	1	51	4	22	455	588
④野 菜 類	34	31	32	10	11	10	31	31	42	13	44	113	402
⑤た ば こ	5	10	0	0	1	0	0	20	22	0	20	82	161
⑥豆 類	4	19	1	8	0	3	9	26	20	3	6	29	128
⑦タラの芽	0	1	4	0	10	0	0	17	29	2	13	6	81
⑧果 樹	2	0	0	0	0	5	7	7	36	6	0	11	75
⑨麦 類	2	4	2	10	2	0	1	8	10	0	15	13	69
⑩花 卉	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	22
⑪豆・麦類	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
⑫そ の 他	0	2	13	0	0	1	1	1	1	1	4	30	54
⑬空 白	10	23	36	6	49	23	19	35	16	77	58	375	725
計	130	395	384	435	556	427	697	828	654	651	922	1,436	7,517

注(1) 資料は前表に同じ。

(2) 地区は合併前の旧市町村である。計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。空白は未記入を示す。

(3) 遊休農地とは、①自家耕作中、②利用権設定、③遊休化の分類による(「農地現況調査表」)。

るとしている。

遊休化の「解消意向」では(面積)、「荒廃化させたまま」が74.7%、「農地転用、賃貸借、自から耕作」等が25.3%である。「荒廃化させたまま」でもその「荒廃状態」が上述の②である面積割合が36.5%を占め、3分の1が比較利用可能であるとしている。③は63.5%で、荒廃化のままの3分の2が基盤整備等に本格的に取り組む必要性が有るとしている。このように「整備」されている遊休地は、ほぼ「農地転用、賃貸借、作業委託、自ら耕作」などの利用の意向がある圃場となっており、未整備遊休地がそのまま荒廃化の傾向を示している⁽²⁾。

条件不利地域では生産条件の不利性をいかに解決するかが基本的な課題となっているが、その不利性は中山間地域では主に地形的な条件であり、したがって基盤整備がその主要な対策となる。特に畑地は今まで基盤整備がほとんど実施されて来なかったことから、その推進が強く求められている。しかも個人的な利用が困難となってきたことから、地域資源と位置づけて地域的な補完の下に活用を図ることが強く求められている。そしてそれを強力に推進、助成しているのが自治

体(行政)である。

2) 畑(桑園)対策

ア. 桑園の基盤整備

畑地の基盤整備では、従来からの作物を対象とした整備と上述のような桑園跡地への新たな作物の導入等を目的とした整備とがあるが、前者の事例としては桑園での労働生産性の向上を目指した基盤整備がある。

養蚕は、前述のように自由化にともなって安価な生糸の輸入が急増するとともに絹製品の輸入も急増したことから繭糸価格は著しく低下して産地は大打撃を受けるとともに衰退ないしは崩壊した。そしてさらに98年4月からは蚕糸業法および製糸業法が廃止され、生産が自由となり、養蚕を取り巻く生産環境は競争関係となり、より一層厳しさを増して新たな変革期を迎えている。

各地の養蚕経営は生き残りをかけて、さらにより一層の合理化と近代化を図ることが求められている。経営の複合化による養蚕経営体の改善とともに養蚕経営自体の土地生産性、労働生産性の向上を図って、近代的な養蚕経営の確立を図ることが求められているのである。それとともに産地ブランド化を図ることがより一層強く求められている。基盤整

第4-11表 養蚕経営基盤整備事業

年度	事業主体	総事業費 (円)	町補助金 (円)	抜根整地 面積(a)	密植植栽 桑苗木(本)	備 考
94	福田 繭生産組合	4,282,535	1,855,000	150	19,200	条刈機1台
95	福田 桑園造成組合	1,327,430	574,000	50	6,400	
96	福田中部 桑園造成組合	1,327,430	574,000	50	6,400	
	福田西部 桑園造成組合	1,586,633	528,000	60	7,680	
97	福田南部 桑園造成組合	2,845,945	1,014,000	100	12,800	
計		11,369,973	4,545,000	410	52,480	

注. 98年度も実施している(60a予定)。

第 4-12 表 生産基盤条件整備事業（川俣町）

（単位：千円）

年度	事業主体	総事業費	町補助金	件数	面積(a)	備 考
94	川俣飯野 JA	3,300	800	13	550	
95	川俣飯野 JA	3,234	800	19	539	
96	川俣飯野 JA	2,400	800	9	400	
97	川俣飯野 JA	3,282	720	19	547	〔タラの芽 488 a その他 59 a〕
合計		12,216	3,120	60	2,036	

注(1) 園芸作物の振興を図るための遊休桑園の抜根整地等による基盤整備への助成。

(2) 1 区画 10 a 以上の圃場、標準事業費 6 万円/10 a、補助率 3 分の 1 以内。

(3) 98 年度も実施中である (3.6 ha 計画)。

(4) 備考のその他はチェリートマト(ミニトマト)、いんげん、ピーマン、ネギ、ししとうである。

備によって、桑園での生産過程を機械化し、労働生産性の高い革新的な高能率桑園（高能率密植桑園）を造成することが求められているのである。

川俣町では、養蚕経営が以前から盛んでしかも比較的養蚕経営が多く残っていた福田地区で 94 年度から「養蚕経営基盤整備事業」（県単事業）を導入して基盤整備を実施し、桑の密植植栽による高能率密植桑園の造成を進めてきた（第 4-11 表）。

事業主体は福田地区の繭生産組合、桑園造成組合などであり、町も助成している。94～97 年度で 410 a の桑園の抜根整地を実施し、5 万本の苗木を植栽した。同地区の桑園面積は 75～80 年が 98 ha で町内の地区別（旧町村）では 2 番目に多かったが、95 年には 47 ha と半減した（しかし地区としては 1 番となった）。他方耕作放棄地が 28 ha 発生している（ただし果樹園、前掲第 4-10 表では約 82 ha）。このような桑園の利用状況下での実績であり、必ずしも十分な面積とは言えないが、厳しい生産条件下にある養蚕経営の再生の芽となることが期待されている。

イ. 遊休農地の基盤整備

川俣町では、今までの基幹作目であった養蚕、工芸作物(タバコ)、酪農が自由化ないし

生産調整などによって、いずれも衰退ないし後退したことから、農業粗生産額が減少し(96 年度は 85 年度の 83%)、地域農業の再編、展開を強く迫られてきた。町ではこの後退する地域農業の再編、振興策として月館町と同様にさまざまな地域および農林業振興対策（事業）を実施してきた。

そのような過程で、「地域性を活かして、米、養蚕、葉たばこ、畜産を基幹作物とし、野菜、しいたけ、タラの芽等を補完作物として複合経営を振興」する方針を立ててきた（『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』、94 年 12 月、タラの芽の推進過程については本章第 4 節参照）。地区別では、平場地区は比較的平坦であることから水稻を中心に、養蚕、野菜、畜産を基幹とした複合経営を、中山間地区では傾斜地であることから水稻、野菜、山菜（タラの芽）、しいたけ等の複合経営を、山木屋地区では標高が 500 m 以上と高いことから水稻、畜産、葉たばこ、野菜、花き等の複合経営を、それぞれ推進することになった。

野菜、山菜、花き等の園芸部門を特に推進して、複合経営として農業経営の転換を図ることになったのである。農業所得の向上を目指して、多量に発生している遊休桑園の活用

第4-13表 地域営農推進重点地域（福田地区）の設定（川俣町）

項 目 作物名等	目 標			現 状			備 考
	農 家 数 (戸, 人)	栽培面積 (a)	生産数量 (千本)	農 家 数 (戸, 人)	栽培面積 (a)	生産数量 (千本)	
タラの芽	25	900	6.0	21	689	4.6	単 年 累 年
遊休農地活用	10	200		7	112		
認定農業者	8	—		7			

注(1) 「福田地区遊休農地活用山菜栽培推進計画（案）」より作成。現状は97年度実績。

(2) 推進期間は98～99年度の2カ年間である。タラの芽の目標の栽培面積は遊休地と普通畑である。

と水田転作の確立によって園芸作物を導入し、しかもその施設化と省力化を推進することになったのである（『農業生産総合振興計画書』、96年3月）。

これら園芸作物を振興するために、94年度から町単事業として「生産基盤条件整備事業」を実施した（第4-12表）。遊休桑園を活用して園芸作物の振興を図るために、桑園の抜根と基盤整備を実施したのである。川俣飯野農協を事業主体として、標準事業費の3分の1以内で町が助成した。94～97年度に総事業費1,222万円で（うち312万円町補助）、20.36haを抜根、整備した。なお当初はタラの芽栽培の圃場の造成がほとんどであったが、しだいにチェリートマト、いんげん等、その他の園芸作物の圃場の造成にも広がった。

98年度からはさらに新たな地域対策として、特定地区を指定して特産物によって地域農業の活性化を図るとともにその担い手を積極的に育成する「園芸特産の里づくり」運動を実施している（川俣町・飯野町、川俣町遊休農地活用推進協議会）。福田地区を地域営農推進重点地域に指定して、遊休農地の利活用によって地域特産物の生産の拡大とその担い手としての認定農家および認定農家を目指す農家等への農地の集積を図ることになったのである（第4-13表、99年度までの2カ年間）。園芸作物による特産地化と経営規模の拡大を図り、農業の担い手農家を積極的に育成するという地域農業構造再編対策を実施すること

になったのである。

なお、この他の遊休農地活用事業として（県単事業）、「“やさいランド”ふくしま確立総合推進事業」（川俣飯野チェリートマト生産組合、チェリートマトパイプハウス14棟）、「ふくしま特産物高品位化促進事業」（川俣飯野農協山菜部会、タラの芽計量機器25台）などを実施している。

3) 農地流動化対策

川俣町では、70年3月に農業振興地域の指定を受け、翌71年4月に整備計画を立て、農地の保全と利用の活性化、中核農家の育成、農地利用のための基盤整備、施設整備を推進してきた。『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』（94年12月）段階になると「土地利用型農業」の担い手農家への利用権の設定および農作業受委託等の積極的な推進によって、経営規模の拡大をより一層図ることになった。さらに98年3月の農振地域計画策定再編の『川俣農業振興地域整備計画書』段階になると、必要な農地の確保とともに農地流動化の量的拡大と中核農家への面的集積をより一層推進することになった。

農業委員会、農地流動化専門委員、農用地利用集積促進協議会等の活動によって、利用権の設定面積は70haから100haへと増加したが、利用権の設定率は98年度でも4.2%と低い（第4-14表）。しかし認定農業者への集積率は96～98年度で75.5%と高く、担い手の育成が図られている（第4-15表）。

第4-14表 利用権設定、農地移動（農地法第3条）面積の推移（月館町，川俣町）

(単位：ha, %)

項目 年	地 目 別 面 積					期 間 別 面 積					利用権 設定率	農地移動	
	田	畑	樹園地	その他	計	1～2	3～5	6～9	10年 以上	計		件数	面積
月館町	93											35	19.0
	94	12.6	16.1	12.0	0.0	40.7	0.4	3.0	12.8	24.5	4.7	44	24.8
	95	12.1	8.1	14.7	0.0	34.9	1.0	1.1	6.2	26.6	4.0	35	17.4
	96	15.2	18.3	3.2	0.0	36.7	0.9	1.5	6.0	28.3	4.2	38	9.0
	97	13.4	11.6	8.4	0.0	33.4	1.1	1.9	4.1	26.3	3.8		
川俣町	93	14.0	17.4	35.5	4.2	71.1	0.7	9.8	29.5	31.1	2.9	76	56.9
	94	16.2	19.9	35.5	4.2	75.8	0.7	11.6	29.6	33.9	3.1	43	23.3
	95	17.4	17.7	35.5	3.7	74.3	0.7	13.6	31.1	28.9	3.0	49	35.8
	96	19.7	30.1	35.5	7.6	92.9	0.7	28.6	32.3	31.3	3.8	63	50.9
	97	24.6	33.4	35.5	7.6	101.1	2.3	32.6	32.5	33.7	4.1	97	89.8
	98	26.5	34.9	35.5	7.6	104.5	2.3	33.2	32.9	36.1	4.2	26	25.8

注(1) 福島県北農政事務所『県北地方の農業の歩み（昭和44年度～平成9年度）』（平成10年3月）と農業委員会資料より作成。

(2) 利用権設定面積は存続利用権設定面積，移動面積は当年度における移動面積である。

第4-15表 利用権設定面積の認定農業者への集積状況（川俣町）

(単位：m²)

年 度	地 目	面 積	期 間	内認定農業者	割 合
96	田	23,350	3～5	10,552	45.2
	畑	137,155	3～13	121,811	88.8
	牧 場	38,756	3～5	38,756	100.0
	計	199,261		171,119	85.9
97	田	48,608	3～10	28,577	59.8
	畑	33,161	5～10	20,458	61.7
	計	81,769		49,035	60.0
98	田	37,084	2～10	16,901	45.6
	畑	34,145	4～10	28,872	84.6
	計	71,229		45,773	64.3
合 計	田	109,042		56,030	51.4
	畑	204,461		171,141	83.7
	牧 場	38,756		38,756	100.0
	計	352,259		265,927	75.5

注. 川俣町農業委員会作成資料より。

これは上述のように遊休農地が多量に発生しており，受託市場による流動化の結果の面が強い。問題は遊休地調査でもわかるように，その利用，賃貸の前提としての基盤整備が必要とされていることである。農地とくに畑地を地域資源化するためにはその前提条件とし

て基盤整備が必要とされており，それによって利用と流動化を図ることが必要とされているのである。しかし農産物価格，財源等の面から個人，自治体としての対応には大きな限界があり，国の食糧生産の農地資源としての位置づけによる整備が求められている⁽³⁾。

4) 小括

川俣町は、県北地域の養蚕の中心地として戦前から製糸工場が多く、桑園面積も多かった。養蚕の衰退によって桑園は遊休化し、しかも水田も遊休化してきており、地域資源としての農地管理問題が特に大きな課題となっている。

川俣町でも全町の農地の一筆毎の利用現況調査を実施し、地図化するとともに、農家毎に「遊休農地現況台帳」を整備し、地域的な農地資源管理のあり方を模索している。その場合、基盤整備が前提条件となっており、町では高効率桑園の造成、桑園跡地の基盤整備によるタラの芽の特産地として育成を図ってきた。そしてさらに他の園芸作物の産地としても育成を図ろうとしており、特定地区を設定して担い手の育成を図る地域農業構造再編対策として実施している。

個別農家の規模拡大、タラの芽の連作障害対策等として農地の流動化を図っているが、このような中山間地域の農業構造再編対策を推進するためには、中山間地域の農地を国土資源と位置づけ、国による農地の改造、基盤整備等によって担い手を積極的に育成することが求められている。

(村松功巳)

(3) 集落・農家による農地資源管理

前節で、桑園の畑転換費用補助や新品目の導入推進、農地流動化対策など、耕作放棄地に対する町の取り組みが示された。川俣町は、桑からタラの芽への転換により遊休桑園対策に効果を上げ、全国有数のタラの芽産地を築き上げてきた町である。しかし、一方では遊休桑園を残したまま兼業を深化させた農家も多く、また、こうした農地の保安全管理状況や担い手の存在状況は地区（旧町村）別でも、集落別にも異なっている。

本節では、以上のような集落間の格差を踏まえ、実態調査に基づいた集落および個別農

家による農地資源管理の現状と問題点について述べる。特に、生産面での組織的な取り組み状況に着目しながら、農地資源管理の問題点と今後の方向について明らかにする。

1) 地区別の担い手と農地の概況

地区（旧町村）別の農業概況については既に(1)で示されたが、川俣町では、福島市に近接していることもあって兼業が深化しており、第2種兼業農家率は山木屋地区(55.6%)と飯坂地区(67.5%)以外の6地区で8割を超え、なかでも大綱木と福田の両地区は9割以上と総兼業化の様相を呈している。こうした状況の下での担い手と農地概況について再確認する意味で、第4-16表を示した。これによると、男子農業専従者がいる農家の割合は山木屋地区で53.4%と5割を超えるほかは、飯坂地区が40.9%、残りの6地区では3割以下と、担い手の脆弱化が進行しており、特に大綱木地区は16.7%と低い。これら担い手の存在状況を集約する指標として農業就業人口密度をみると、山木屋地区が2.0人と多いのに対して、大綱木地区では0.9人と少ない。ほかの地区は1.1人から1.3人といった状況である。また、農業就業人口の高齢化率も山木屋地区の40.0%以外は全てが5割を超えている。こうした担い手状況を反映して、当町の認定農業者数は合計43名と少なく、しかも山木屋地区に23名と過半数が集中している。

次に、平均経営耕地面積をみると、山木屋地区が165aと飛び抜けて大きいほかは、飯坂地区と福田地区で75a、それ以外の地区は70a未満で、特に町中央部にある川俣地区および大綱木地区は50a未満と零細である。一方、桑園率は町全体で10%であるが、桑園の地区別シェアは富田地区が33.4%、福田地区が36.0%と高く、この両地区で町全体の桑園の7割を占めるという後退的集中化の様相を呈している。

さらに、遊休農地率は、川俣地区(13.2%)

第4-16表 地区別の担い手と農地の概況

(単位: %, 人, a)

地区別	男子農業専従者いる	農業就業人口密度1)	農就人口高齢化率2)	平均経営耕地面積	桑園のシェア	遊休農地率3)
川 俣	20.2	1.2	66.0	48	1.6	13.2
小 島	27.6	1.3	52.6	70	8.5	31.5
飯 坂	40.9	1.3	50.0	75	5.3	29.0
小 綱 木	25.0	1.3	58.7	65	8.7	33.5
大 綱 木	16.7	0.9	53.2	50	3.7	41.2
山 木 屋	53.4	2.0	40.0	165	2.8	15.5
富 田	22.4	1.1	53.8	57	33.4	35.0
福 田	21.3	1.1	55.0	76	36.0	29.0
町 計	29.7	1.3	50.8	82	100.0	26.6

資料: 1995年農業センサス「農業集落カード」から作成。

注(1) 農業就業人口密度とは、農家1戸平均の農業就業人口。

(2) 農就人口高齢化率とは、農業就業人口に占める65歳以上の割合。

(3) 遊休・荒廃農地率とは、耕作放棄地と不作付地の合計面積割合。

と山木屋地区(15.5%)以外は、3割近くあるいはそれ以上という高い割合になっており、特に担い手の少ない大綱木地区では4割以上と高い。

2) 集落別にみた農業の担い手と農地管理状況

第4-17表は、集落別にみた農業の担い手と農地管理状況である。ただし、ここでは都市的地域である川俣地区の8集落および農家数10戸未満の3集落は除いてある。担い手指標としての農業就業人口密度と、農地管理指標としての遊休農地率の平均値を太線で示したが、特徴的なのは山木屋地区の11集落全てが農業就業人口密度1.50人以上であるとともに、このうち9集落までが遊休農地率20.0%未満である点である(表中の点線で囲んだ範囲)。この山木屋地区は、標高が550mから650mと高く、かつ平坦な地形のもとにあり、第1次農業構造改善事業をはじめとして、土地基盤整備や農地開発、施設整備事業が集中的に導入された地区である。川俣町内で最も生産基盤が整備された地区であるとともに、タバコや酪農、肉用牛などの畜産の盛んな農

業中心地区となっている。

これに対して、養蚕農家が比較的多く存在していた富田と福田の両地区では、農業就業人口密度が平均以下で、遊休農地率が平均以上という集落が多く、富田地区の16集落中10集落、福田地区の12集落中6集落がそれに該当する。

しかも、養蚕農家の減少は95年センサス時以降も続いており、95年の109戸から2年後の97年には24戸にまで急減している。95年以降も富田と福田の両地区では遊休桑園問題が継続していることを窺わせるが、残った養蚕農家の1戸当たり桑使用面積は約2haと大きい。

3) 調査集落における農地管理状況

ア. 調査集落の特徴と耕作放棄の状況

集落における農地管理状況と今後の動向をみるために集落調査を実施した。その結果が第4-18表である。調査対象としたのは、山5、富3、富10、福8の4集落(前掲第4-17表に網掛けで表示)であり、担い手の存在状況と農地管理状況とがそれぞれ大きく異なっている(なお、この集落名は旧町村名に集落番号

第4-17表 集落別にみた農業の担い手と農地管理状況

区 分		遊 休 農 地 率					
		15.0%未満	15.0～20.0	20.0～27.0	27.0～40.0	40.0～50.0	50.0%以上
農 業 就 業 人 口 密 度	1.00 人未満		富3, 福5	富6 福11	島3, 島8 飯7, 大1 大3, 富1	小5, 大2 福3, 福6	富10, 福4
	1.00～1.20	小4, 福1	小8	島6 富4	飯4, 小6 富14, 富15 福10	小1 富13 福12	富8, 富9
	1.20～1.35			島1 福7	小3, 富7 富12, 福9	富2	
	1.35～1.50	富5	飯6		島2, 富11 富16, 福2	小2	飯1
	1.50～2.00	小9 山1, 山2-1 山3	飯2 山7 山8-2	飯3 山8-1	島4 島5 福8	飯5	小7 島7
	2.00 人以上	山2-2 山5, 山6 山9			山4		

資料：1995年農業センサス「農業集落カード」から作成。

注(1) 都市的地域である川俣地区の8集落，および農家数10戸未満の3集落を除く。

(2) 枠内は地区名と集落番号表示であり，島＝小島，飯＝飯坂，小＝小綱木，大＝大綱木，山＝山木屋，富＝富田，福＝福田の各地区を表す。

(3) 網掛けをしたのが調査4集落。

(4) 表中の太線は，2指標の平均値（11集落を除く）を示す。

を付したものであり，実際の集落名とは異なる）。また，95年以降も養蚕の減少が続いたため，調査4集落のうちで養蚕を継続する農家は福8集落の2戸のみとなっている。

まず，調査集落の特徴を農家概況から示すと，山5集落は高標高の平坦集落であり，タバコ作農家や畜産農家など専業的農家の多い集落である。一方，富3集落は世帯数56戸のうち農家が14戸と混住化が進行するとともに，兼業も深化している集落である。また，富10集落はかつての養蚕中心集落であったが，現在は養蚕を中止し，兼業を深化させた集落である。さらに，福8集落も養蚕中心集落であったが，現在も養蚕を継続している農家は2戸にまで減少し，兼業を深化させた集落となっている。このように，山木屋地区と富田，福田の両地区では農業就業状況も大き

く異なっている。

次に，基盤整備状況と耕作放棄状況についてみると，高標高で平坦部の山5集落では水田，畑ともに基盤整備が完了しており，耕作放棄はほとんど見当たらない。これに対して，富3集落では水田は全て基盤整備済みであるが，畑は160aが整備されているに過ぎず，畑の約4割が耕作放棄されているという。また，富10集落では基盤整備がこれまで行われておらず，田の4割と畑の6割という高い割合で耕作放棄地が発生している。さらに，福8集落は水田の半分弱が整備されているが，畑の整備は行われていない。また，近年の養蚕農家の急減によって19haあった畑（桑園を含む）のうち約半分の9haが耕作放棄されているという。

養蚕が最近まで残っていた富田，福田の両

第4-18表 調査集落の概要

集落番号 旧 町 村	山 5 山 木 屋	富 3 富 田	富 10 富 田	福 8 福 田
農家概況 世帯数 農家数 農業従事者 あとなつぎの 有無など	世帯数 25 戸 農家数 20 戸 ・高標高の平坦集落 ・専門的農家が多い ・タバコ作農家が 14 戸と多く、半数が 1 ha 以上、あとなつぎ同居も 16 戸と多い ・養蚕農家なし	世帯数 56 戸 農家数 14 戸 ・混住化が進行 ・専門農家は 2 戸のみ ・家のあとなつぎありが 10 戸、農業後継者ありが 7 戸 ・養蚕農家なし	世帯数 26 戸 農家数 26 戸 ・かつては養蚕農家が多かったが、今はなし ・二世帯同居が多いが、混住化はない ・世帯主の町外勤務が 11 名と多く、兼業深化	世帯数 38 戸 農家数 27 戸 ・養蚕継続農家 2 戸 ・土地持ち非農家が 6 戸、19 戸が 2 種兼農家 ・飯米農家がほとんど ・家のあとなつぎは確保されているが農業後継者はいない
75 年の養蚕農家	5 戸	13 戸	15 戸	16 戸
農地概況 経営耕地面積 平均耕地面積 基盤整備状況 耕作放棄状況	水 田 13 ha 畑 14 ha 樹園地 0.5 ha 138 a ・水田、畑とも基盤整備率 100% ・耕作放棄なし	水 田 4.6 ha 畑 3.1 ha (桑園含む) 55 a ・基盤整備は水田 100%、畑は 160 a のみ ・水田 10 a、畑は 4 割 (2.2 ha) が耕作放棄	水 田 7.1 ha 畑 8.6 ha (桑園含む) 60 a ・基盤整備なし (山間地で条件悪い) ・田の 4 割 (5.4 ha) と畑の 6 割 (12.6 ha) が耕作放棄	水 田 約 9 ha 畑 約 10 ha (桑園含む) 70 a ・基盤整備済み田は約 4 ha、畑はなし ・荒廃農地が約 9 ha ある (ほとんどが桑園)
生産面での組織的対応状況 機械の共同利用、作業受委託など	・転作や水管理は個別対応 ・機械の複数共同利用が広く行われ、ライスセンター利用も活発	・転作は個別対応、水は水利組織が管理 ・集落としての耕作放棄地対策は特になし ・集落内に 1 人だけ水稲の作業受託者あり	・転作、水管理とも個別対応で、転作は自己保全管理がほとんど ・生産面での組織的対応はない	・転作は個別対応 (270 a のうち 200 a は何も作付けされていない) ・一部個別相対で稲作作業の受委託あり
タラの芽導入 農地の今後の動向	・1 戸 (野菜専門農家) が導入しているのみ ・構造改善事業の導入により整備され、よく保全されてきた ・タバコは高齢農家が縮小するが、規模拡大志向農家もあり、流動化する	・タラの芽導入農家は 5 戸 ・抜根事業 110 a 実施 ・条件の悪いところの農地がそのまま耕作放棄される可能性大 ・受け手も集落内には 1 人しか想定できない	・タラの芽導入農家は 4 戸 (うち 1 戸は経営主 20 代) ・現在耕作されている耕地は残るが、放棄された農地の鳥獣害が深刻 (特にイノシシ害) ・農地貸借も高齢者の意識のハードルが高く流動化進まず	2 戸が栽培 (両農家共に複合経営の専門的農家) ・水田は 3 戸が全面積を自己保全管理で、今後も増加する可能性大 ・畑 (特に桑園) も荒廃化が進行するが、タラの芽栽培用に借入を希望する農家もいる
集落組織の活動	・集落内での会合が活発に行われ、グループ活動も盛んである	・集落の生活面での結びつきは強いが、生産面ではなし	・集落の会合は良く行われ、永住者の確保対策が議論となる	・寄り合いは活発に行われ、生活面でのまともは強い
役場・農協等への要望等	・園芸施設導入の補助率アップ ・上下水道の整備	・園芸施設導入の補助率アップ	・鳥獣害対策の実施 ・農業振興対策の実施	・特になし

資料：集落代表者からの聞き取り調査。

地区では、養蚕の衰退と兼業深化とが直接的な関係を持っており、農地の保全管理機能の弱体化が急速に進行したと言えよう。

一方、桑園からの転換作物の中心をなすタ

ラの芽の導入農家は、各集落とも多くて 5 戸といったように集中的に転換を図った集落は少ない。タラの芽導入農家は町中央部の川俣地区で少ないほかは、町全域にほぼ均等に分

布しているといつてよい。ただし、タラの芽導入農家の多くは専門的農家であり、導入規模も比較的大きいのが特徴である。

イ. 調査集落における今後の農地動向

まず、生産面での組織的対応状況をみると、水田転作は4集落全てが個別対応であり、しかも富田、福田の両地区では自己保全管理が多くを占めている。また、機械の共同利用についても、山5集落では広く行われ、ライスセンターの利用も活発であるのに対して、富10集落では組織的な対応は行われておらず、農作業受託については富3集落および福8集落の一部で個別相対の受委託がある程度である。

今後の農地動向については、基盤整備の済んだ山5集落では高齢農家の規模縮小部分を拡大志向農家が借り受ける形で農地が維持されるとしているが、ほかの3集落では今後とも条件の悪い農地から耕作放棄が発生する懸念があるとしている。また、富10集落では放棄された農地が鳥獣害発生の原因になっているという指摘がある。このように、生産基盤の整備された山木屋地区とその他地区との違いが際だっている。

山5集落以外では農用地の流動化や農作業の受委託についての実績は少なく、今後とも荒廃化の進行が懸念されているが、一部ではタラの芽の栽培用に遊休桑園の借入を希望する農家も存在する。また、専門的な農家では、チェリートマトなど集約的な施設野菜による所得の確保を目指しており、園芸施設の導入に際しての補助率の高上げを要望する声が少ない。野菜作の振興と、それに前向きな専門的農家も存在するためである。

なお、生産面での組織的な対応状況は山5集落のほかは希薄であったが、生活面での集落組織の活動は極めて活発に行われている。中山間地域とはいえ、福島市に近接した安定兼業定住社会であることを物語っている。

以下では、川俣町における担い手の動向と

して、認定農業者の動向および調査対象農家の経営についてみることにする。

4) 担い手農家の動向

ア. 認定農業者の経営類型

第4-19表に認定農業者の経営類型を地区別に示したが、43名のうち単一経営は6名(14%)と少なく、多くが複合経営である。うち、2部門経営が12名(28%)、3部門経営が20名(46%)、4部門経営が5名(12%)となっている。また、これら認定農業者は地区別に偏在しており、山木屋地区が23名(53%)と過半数を占めるのに対して、川俣、小島、小綱木、大綱木の4地区ではゼロないし1名のみといった状況にある。

なお、部門別の導入率は、水稻が37名で86%、次いで畜産が19名(44%)、タバコ17名(40%)、野菜11名(26%)、タラの芽9名(21%)、菌茸5名(12%)、養蚕4名(9%)である。このうち、タバコ17名全てと畜産19名のうち15名が山木屋地区であるように、山木屋地区にタバコと畜産が集中しているが、逆に野菜の展開は少ない。一方、養蚕を継続している4名は全て福田地区である。なお、当町では果樹を導入している農家が少なくことも特徴である。

次に、第4-20表の主要導入部門の規模別認定農業者数によって、導入部門規模の現状と将来をみると、水稻の現状は1戸当たり78aで、2ha以上と比較的大きいのは1名のみである。水稻の拡大志向者は37名のうち14名であり、構想が実現すれば1戸当たり126aとなり、2ha以上層も7名となるが、大幅な規模拡大を志向する者はいない。

次に、タバコ作は全て山木屋地区であるが、現状の規模も1戸当たり160aと比較的大きく、2ha以上層も7名いる。また、規模拡大を志向する者が17名中13名おり、構想が実現すれば1戸当たり作付け面積は194aとなるが、基盤整備が完了した山木屋地区においては、こうした農地流動化による目標規模の

第 4-19 表 認定農業者の経営類型

(単位:人)

経営類型	人数計	地区別							
		川俣	小島	飯坂	小網木	大網木	山木屋	富田	福田
水稻+タバコ+畜産	10						10		
水稻+タバコ	5						5		
水稻+タバコ+花き	2						2		
水稻+野菜+タラの芽	4							3	1
水稻+野菜+タラの芽+菌茸	2			1				1	
水稻+野菜	2		1		1				
水稻+花き	2			1				1	
水稻+畜産	2			1			1		
水稻+野菜+菌茸	1							1	
水稻+野菜+果樹+畜産	1			1					
水稻+野菜+果樹+タラの芽	1			1					
水稻+花き+畜産	1						1		
水稻+養蚕+菌茸・タラの芽等	4								4
単一経営(畜産5, 花き1)	6						4		2
計	43	0	1	5	1	0	23	6	7

資料: 川俣町の認定農業者経営内容等一覧表より作成。

第 4-20 表 主要導入部門の規模別認定農業者数

区 分	規 模 別 人 数 (人)								合 計		1 戸 当 たり 面 積 (a)	
	～30 a	30～ 50	50～ 70	70～ 100	100～ 150	150～ 200	200～ 300	300 a～	人数	面積		
水 稲	現状	5	5	5	13	6	2	0	1	37	2,885	78
	目標	4	5	5	7	7	2	4	3	37	4,675	126
タ バ コ	現状			1	3	3	3	6	1	17	2,718	160
	目標			1	1	3	3	7	2	17	3,290	194
野 菜	現状	7	4							11	223	20
	目標	5	4	1	1					11	401	37
タラの芽	現状	3	1	2		2				9	470	52
	目標		1			3		5		9	1,330	148

資料: 川俣町の認定農業者経営内容等一覧表より作成。

実現可能性も大きいと言える。

一方、野菜はチェリートマト、キュウリ、サヤエンドウ、シュンギクなどで、施設化を進める方向にあるため、1戸当たりの規模は20a、目標規模も37aと大きくはない。

また、地域特産物であるタラの芽を導入している9名の平均規模は現状が52aであるが、規模拡大を志向する者も多く、構想が実

現すれば1戸当たり148aと現状の3倍近くの規模となる。

このほかに、表示は略したが、畜産部門を導入している認定農業者が19名いる。このうち、酪農は6名であり、うち4名が拡大志向を有し、目標が達成されれば現状の359頭(1戸当たり59.8頭)から435頭(同72.5頭)へと増頭される。また、繁殖和牛は10名全員

が拡大を志向しており、目標達成後は現状の52頭（1戸当たり5.2頭）から94頭（同9.4頭）へと増頭される。なお、残る3名は養鶏であるが、やはり拡大志向を有している。

一方、養蚕は多くの農家が中止したものの、残る農家は規模が大きく、今後とも規模拡大に積極的である。認定農業者で養蚕を継続している4名はいずれも福田地区に在るが、この4名の養蚕部門の現状と将来構想は、①桑園2haから4ha（収絹量1.4tから2.2t）へ、②桑園6haから10ha（収絹量4.0tから10.0t）へ、③収絹量6.5tから10.0tへという拡大志向を持つ3名と、④収絹量1.2tで現状維持という1名である。いずれも桑園や収絹量の規模が大きい福島県を代表する養蚕農家であり、借地拡大によって桑園の維持管理に果たす役割も大きい。

イ. 調査農家にみる農業・農地の動向

第4-21表は、調査した5戸の農家の経営概要を示したものである。いずれの農家もタラの芽を導入する複合経営であるとともに、福田地区の③農家を除いて専業的な農家である。このうち、①はかつて川俣町を代表する養蚕専業農家であったと同時に、町内で初めて桑園の転換品目としてのタラの芽に着目して、当町のタラの芽の産地形成に大きく貢献したパイオニアでもある。また、②はタバコ作や酪農の多い山木屋地区には数少ない野菜専業農家である。チェリートマト20aを基幹品目として、それを補完する冬春期の作物としてタラの芽を導入してきた。③は高齢化した両親が主に農業を行い、あとつぎの経営主がそれを補助する第2種兼業農家であるが、水稻作業は外部に委託している。チェリートマトを中心に小規模な野菜作を行っているが、このうちキュウリとインゲンなどは、道の駅に併設された直売所で販売している。高齢者農業の一つのあり方を示すものであろう。④も専業農家であるが、チェリートマトの規模が40aと大きく、自家労力を補うため

農家番号 所在地	① 飯坂
農業従事状況 従事者(年齢) 従事日数	経営主(54) 200日 妻 (58) 200日 次女 (27) 10日 (会社勤務)
農地概況 経営耕地面積	水田 10a 普通畑 145a 樹園地 460a 計 615a
基盤整備状況 農地の貸借	基盤整備なし 借地：桑園 120a (抜根してタラの芽栽培)
耕作放棄地 桑園の転換	なし ・81年から徐々にタラの芽に転換
作付け作物と 規模、所得等	水稲 10a アンボ柿 90a チェリートマト 25a タラの芽 120a 銀杏 370a (未成木) 農業所得 700～800万円
機械の共同利用 作業受委託など	・95年から地区内6戸共同で桑園跡地1.5haを抜根して、タラの芽の穂木園(穂木は均等配分)を開設 年齢54～79歳 (当家が一番若い)
経営の推移	・85年頃まで養蚕中心(最大370a) ・81年からタラの芽を導入し、80年代後半には最大400a規模になる ・その後、タラの芽の病気により自作地はアンボ柿、銀杏に転換 ・93年から施設野菜開始
今後の方向	・今後ともタラの芽は維持する ・タラの芽の耐病性新品種に期待

第4-21表 調査農家の概要

② 山木屋	③ 富 田	④ 富 田	⑤ 福 田
経営主(55) 300 日 妻 (49) 300 日 長女 (25) 10 日 (会社勤務)	経営主(43) 30 日 妻 (44) 10 日 父 (69) 300 日 母 (69) 300 日	経営主(54) 250 日 妻 (50) 250 日 臨時雇用延べ 80 人 ・長男(29)が近く同居 予定	経営主(44) 250 日 妻 (45) 40 日 父 (66) 300 日 母 (66) 300 日 臨時雇用延べ 40 人
水 田 180 a 普通畑 80 a 計 260 a 基盤整備 180 a なし 水田 20 a ・なし(養蚕は父の代で 中止していた)	水 田 39 a 普通畑 90 a 計 129 a 基盤整備 19 a 借地:水田 5 a 桑園 40 a (抜根してタラの芽栽培) なし ・85年に40 aをタラの 芽に転換	水 田 130 a 普通畑 85 a 計 215 a 自力田直し(80 a) 桑園 60 a ・86年に40 aを抜根 し、タラの芽に転換	水 田 100 a 普通畑 110 a 桑 園 190 a 計 400 a 基盤整備 100 a 借地:タラの芽畑 (元桑園)70 a, 桑園 50 a なし ・自作地30a,借入地70a を抜根整地(タラの芽栽 培)
水 稻 150 a チェリートマト 20 a (全面ハウス栽培) タラの芽 50 a 農業所得 660 万円	水 稻 24 a チェリートマト 5.5 a (全面ハウス栽培) キュウリ・インゲン 4 a タラの芽 80 a 農業所得 130 万円 農外所得 370 万円	水 稻 80 a キュウリ 10 a チェリートマト 40 a タラの芽 40 a 農業所得 500 万円	水 稻 70 a 養 蚕 190 a タラの芽 100 a ナメコ・ヒラタケ 1500 箱 農業所得 347 万円 +農外所得
・田植機 5 戸共同 ・水稻の乾燥・調製はラ イスセンター利用(96 年～) ・チェリートマトの包 装機を農協からリース	・田植機とバインダは 3 戸共同 ・水稻の耕起・代かきを 近隣農家に委託(93 年 ～) ・水稻の乾燥・調製を業 者に委託(60 年代～)	・91 年頃より集落内の トラクタのない農家 3 戸から水田耕起作業を 受託 面積 1 ha 料金 7 千円/10 a	・水稻田植作業 40 a(基 盤整備田)を受託(近隣 の人)
・87 年にチェリートマト を導入し、農協のハウ ス補助を受け規模拡大 ・88 年にタラの芽 30 a 導入後、91 年に 50 a ま で拡大 ・98 年にトマトの後作 としてホウレンソウ導 入	・85年に養蚕をやめタラ の芽に転換、同時にチェ リートマトも導入した ・タラの芽は 85 年に 20 a でスタートし、98 年に 80 a まで拡大(借地 40 a)したが、94 年頃から 病害発生 ・キュウリ・インゲンは 直売所で販売	・86 年に養蚕からタラ の芽に転換した ・以後「米+野菜+タラ の芽」の複合経営となる が、タラの芽の病気が問 題である ・今後、タラの芽の跡地 (40 a)に野菜を入れる	・55 年頃に養蚕開始(最 大規模 2.7 t)、94 年に 1.7 t に縮小 ・74 年にキノコ導入 (2000 箱)、96 年に 1500 箱に縮小 ・95 年にタラの芽を導 入(50 a)、その後も荒廃 桑園を借地し、1 ha ま で規模拡大
・今後、ハウスを 40 a に 拡大し、年 2 回利用とす る ・タラの芽も牧草地を 借りて 2 ha まで拡大する	・しばらくは現状のま まだが、タラの芽に代わ る作目を探している	・施設野菜を拡大する 予定だが、夫婦 2 人の労 働力では限界なので、雇 用を増やしたい ・産直にも興味	・タラの芽を拡大しキノ コを縮小、養蚕は様子 見

臨時雇用を導入している。また、⑤は、福田地区に残る当町でも数少ない養蚕農家のうちの1戸である。

土地基盤の整備状況をみると、水田は①農家が未整備であるが、②と⑤の水田は全て整備済み、③と④も一部は整備済みとなっている。これに対して畑は未整備のままであるが、特徴的なのは、5戸の農家とも所有桑園の転換や借地した桑園を抜根して、50aから120aのタラの芽を栽培していることである。このため、耕作放棄地を有するのは、②農家の水田20aと④農家の桑園60aのみである。借地した遊休桑園を抜根してタラの芽を植えることにも現れているように、タラの芽の導入が遊休桑園の転換に果たしてきた役割は大きい。

次に、農家間の組織的対応状況をみると、①農家では、地区内6戸のタラの芽栽培農家が共同して穂木の確保を図るなどタラの芽の導入・拡大に積極的な対応を行ってきたし、耐病性を有する新品種の収集にも積極的である。また、②農家では田植機の共同利用、ライスセンター利用、農協からの機械リースなどを積極的に行っており、山木屋地区における生産面での活発な組織的対応ぶりを反映している。さらに、③農家では、近隣の3戸で田植機とバインダの共同所有・共同利用を行っているし、④、⑤農家では集落内の自給的農家からの作業受託を行っている。ただ、いずれの農家においても個別相対による対応が中心であり、営農集団のように集落を単位とした生産面での組織的活動は行われていない。

なお、経営の推移に見られるように、当町の専門的農家層は養蚕からタラの芽や施設野菜へと基幹品目を転換して今日に至っている。専門的農家層の現在の基幹品目にチェリートマトのハウス栽培があるが、この収益性は10a当たり所得が150万円程度と大きく、川俣町における最大の成長品目となって

いる。一方、タラの芽栽培の10a当たり所得も30万円ほどになり、しかも冬春期の作業であるとともに夫婦2人で50a以上栽培できるため、経営面での導入メリットは大きい。専門的農家層では、春夏作のハウス野菜と冬春作のタラの芽のふかし栽培という組み合わせを経営の基本としてきたのである。

だが、最近タラの芽に立枯性疫病が発生し枯死するという問題が生じてきている。タラの芽導入のパイオニアである①農家では、このため自作地のタラの芽畑はアンボ柿と銀杏に転換を図っているし、③、④農家も同じように野菜などほかの品目への転換に当面している。しかし、この一方では、②農家のように10年間タラの芽を作り続けているが病害が発生したことはないとする農家もあり、②と⑤農家では今後とも借地によるタラの芽の拡大に積極的な意向を示している。

いずれにしても、遊休桑園の活用にとってタラの芽の存在は不可欠であり、タラの芽の産地を維持するために耐病性の新品種導入や病害対策を徹底する必要がある。と同時に、一方では①農家のアンボ柿や銀杏、あるいは④農家の野菜導入に見られるように、タラの芽の後作物の導入についても考えておく必要がある。

5) 調査集落・農家からみた農地保全上の課題

川俣町では福島市に近接していることや古くから製糸業の中心地であったことから兼業が深化しており、農業の担い手が山木屋地区を除いては少数化してきている。しかも、養蚕農家の減少は続いており、遊休桑園の問題に依然として当面しているのである。担い手が少ないことから、集落単位での農地保全や担い手確保への対応は困難であり、更に広い範囲での担い手確保と農地保全対策が必要である。

当町でも、遊休農地の一筆調査が終了し、現在「遊休化農地現況図」が作成されている。

これをもとに、今後の農地利用についての話し合いと計画づくりが必要となろう。この場合、現在計画されている「広葉樹植林事業」とあわせて農地利用の将来計画を立てる必要がある。というのも、川俣町においては、調査集落にみられるように今後とも耕作放棄地の発生が懸念されており、保全すべき農地と林地へと転換する農地との区分が重要となるからである。

また、土地利用計画に際しては、全体計画とともに地区別の計画も必要である。8旧町村が広域合併した川俣町では、旧町村ごとに農業状況も異なるためである。この場合、農地保全の面からは、水田については、基盤整備の実施と同時に機械・施設の共同利用を推進した小島地区と山木屋地区で乾燥・調製作業の委託面積率が4割以上と高い点が注目される(第4-22表)。特に、小島地区ではミニライスセンターや育苗施設の共同利用が行われており、これが農家数や水田面積の減少率を低くとどめるのに寄与してきたものと思われる。また、山木屋地区でも大型機械の共同利用が推進されてきたし、現在でも機械の数

戸共同所有・共同利用という形態が多い。当町の生産組織への参加農家率は11.6%であるが、山木屋地区のみは39.4%と際だって高い割合を示している。農業生産の組織化にあっても、旧町村ごとに異なる対応が必要になるものと思われる。

また、畑地については、大規模養蚕農家が存在する福田地区において桑園の減少率が最も少なく、また畑の増加率が最も高い点が注目される。福田地区には桑園造成組合が3組合(中部、西部、南部)あり、自らの桑園を抜根して密植桑園に転換するのみならず、専用機械を駆使して桑園の畑転換のための抜根作業をも受託しているからである。この桑の抜根作業受託は町一円で実施されるが、個別経営として冬期の収入源となるのみならず、彼らは地域における遊休桑園の転換促進の担い手としても重要である。

こうした、小規模な基盤整備や農作業道の開設が、農作業の受委託や農用地の流動化にとっても不可欠であり、ひいては産地再編や新たな担い手確保の契機にもなるものと考え

第4-22表 地区別の水田条件と水稲作業委託面積率

(単位: %)

地区別	水田整備率 (30a区画以上) 1)	田の 用水路 整備率	水田 減少率 2)	水稲作業委託面積率3)		
				田植	稲刈	乾燥
川俣	53.8 (0.0)	0.0	15.1	24.1	18.4	26.1
小島	63.9 (16.7)	37.5	6.4	22.2	29.2	48.8
飯坂	56.5 (0.0)	0.0	16.8	14.7	23.3	16.9
小綱木	47.7 (0.0)	0.0	8.4	4.8	21.4	36.9
大綱木	41.5 (0.0)	9.8	11.2	11.1	20.8	18.3
山木屋	84.4 (18.8)	68.2	11.3	14.7	34.8	42.9
富田	72.9 (0.0)	15.7	21.5	13.8	24.0	25.4
福田	98.8 (0.0)	9.3	14.5	7.2	11.7	21.5

資料: 1985年農業センサスおよび95年農業センサスの「農村地域環境総合調査」による。

注(1) 水田整備率とは、旧市区町村別の田の区画整理実施面積割合で、括弧内は30a区画以上の割合。

(2) 水田減少率は95年/85年の値。

(3) 水稲作業委託面積率は95年の値。

6) 小括

川俣町は、第2種兼業農家率が8割以上と兼業が深化しており、特に土地利用型農業の担い手は、生産基盤条件の整備された山木屋地区を除いて、極めて限られた存在となってきた。専門的農家層は施設野菜へと経営の中心を移行させており、また集落を単位とした生産面での組織的対応も希薄である。このため、調査した集落の概要にも見られるように、山木屋地区を除いて、今後とも耕作放棄地の増大が懸念されている。

そこで、川俣町においても作成されつつある「遊休化農地現況図」を活用しての土地利用に関する将来計画が、「広葉樹植林事業」ともあわせて立てられる必要がある。将来とも保全すべき農地と、林地へ転換する農地との区分が重要となってきたのである。また、農用地の保全・利用計画や担い手確保、組織化方策については、全体計画とともに旧町村を単位とした計画も必要である。それぞれの旧町村ごとに担い手と農地の保全管理状況が異なるためである。

こうした中で、タラの芽の産地形成は遊休桑園対策にとって重要な役割を果たしてきたし、今後も借地による規模拡大を希望する農家も少なくない。このタラの芽産地の維持・拡大方策が、今後の農地保全対策にとっても当面の中心的な課題となっていくであろう。この場合、これまで個別相対で行われてきた農地の賃貸借から、計画的な流動化へと移行することが、タラの芽の産地再編や後作物の導入計画においても重要となっている。

また、福田地区にある「桑園造成組合」は、養蚕の担い手としてのみならず、遊休桑園活用のための小規模基盤整備の担い手としても活躍が期待される。

(増淵隆一)

(4) JA組織と農地資源管理——「JA川俣飯野」の取り組み——

1) 組織と販売事業の概要

ア. JA組織の概要

川俣町を管轄範囲とする「JA川俣飯野」は、共同利用施設の利用等で協力・連携関係にあった隣接する飯野町農協と1992年9月に合併して誕生したJAである。98年8月末現在での組合員数は、正組合員約2,600人、準組合員約1,300人と比較的規模は小さく、正組合員の7割強(約1,900人)を川俣町内の組合員が占めている。

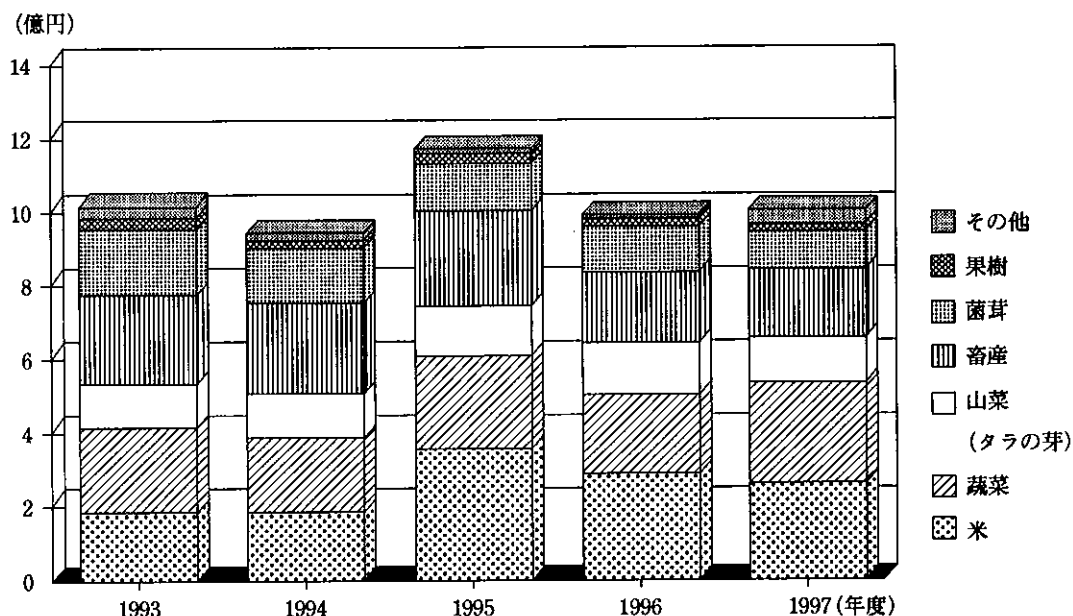
合併に伴う組織的な変化をみると、川俣町では合併以前に8支所(概ね旧町村単位に設置)に営農指導員を駐在させていたが、合併後は本店に集中する体制がとられている。また、部会は「水稻」、「蔬菜」、「菌茸」、「酪農」、「養豚」、「和牛」、「果樹」、「山菜」、「直売」の九つが設置されている。

なお、同JAは、2002年までに「JA新ふくしま」(正組合員数約11,200人)に再合併する構想があり、2000年度中に合併研究会を発足し、2001年度に合併推進協議会を設置する予定で準備が進められている。

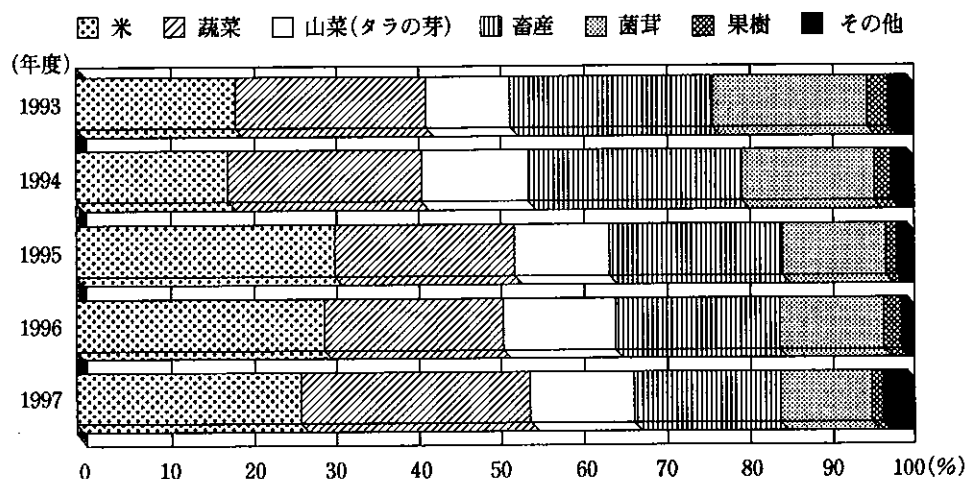
イ. 販売事業等の概要

JA川俣飯野の農産物総販売額は、転作面積緩和により米の販売額が増加した95年度を除けば10億円前後で推移しており、ほぼ横這い傾向にある(第4-1図)。しかし、作目別にみると蔬菜がやや増加する傾向にある一方で、畜産と菌茸は近年大きく減少、米も95年以降再び減少傾向となっている。また、タラの芽についても、96年度までは順調に販売額を増加させてきていたが、97年度は対前年比91.6%となり、伸び悩みをみせている。

したがって、第4-2図により販売額の作目別構成比の推移をみると、93年度に23.7%を占めていた畜産は97年度には17.7%に、菌茸は同18.7%から10.8%へと大きく低下しており、97年度では蔬菜が最も高い構成比



第4-1図 JA川俣飯野の作目別販売額の推移
出典：「JA川俣飯野」資料。



第4-2図 JA川俣飯野の作目別販売額構成の推移
出典：「JA川俣飯野」資料。

(27.5%) を占めるに至っている。

ところで、川俣町における80年代の主要農産物は養蚕であったが、現在はその面影もない。最盛期には500～600戸いた養蚕農家は、90年代に入ってから急激に減少し、現在は既

に20戸をきっている。この間JAは養蚕から野菜の生産振興へと積極的な対応を図ってきたが、技術対応がスムーズにいかなかった少なくない養蚕農家が離農している。これら農家の中には比較的大規模な農家も存在してい

る。

養蚕に代わる作物としてJAの野菜振興の中心となったのが、冬季の換金作物であるタラの芽（ハウス栽培）と夏季の作物であるミニトマトである。タラの芽は70年代後半から試験的な栽培が始まり、86年に当時の川俣町農協内に山菜部会が設立される。その後、農協の積極的な生産推進と栽培者の集約を進めた結果、96年度には販売額1億円を超える作物にまで成長している。

現在管内で約50haの栽培面積があり、毎年12ha程度の遊休桑園を抜根しタラの芽畑に転換している。しかし、5年位で立ち枯れ病が発生し畑が使えなくなるため⁽⁴⁾、近年では実栽培面積はさほど増加していない。また、遊休桑園の抜根には町の補助があり、町の予算枠を超える事業申請があった場合には、超過部分をJAが独自に助成している。

なお、タラの芽の出荷は関東市場が中心であるが、超軽量野菜であるため宅配便で名古屋、京都、大阪方面へも出荷されている。

他方、チェリートマトは15年位前から栽培されており、現在管内で6.5haの栽培面積がある。栽培農家数は100戸程度で、1戸当たりの栽培面積は2～30a（平均すると5～6a程度）である。パイプハウスによる栽培（パイプハウスには町の助成がある）が中心であることから、冬季においては施設の有効利用（土壌改良の目的もある）を図るため、チェリートマト収穫後に春菊の試験栽培も行われている。なお、チェリートマトは、大田市場および多摩センターに出荷されている。

その他、同町の振興作物としてはキュウリと米がある。キュウリは管内で約2haの栽培面積があり、20戸の農家が栽培している。価格は非常に安定しており、13a程度の栽培面積で650万円程度の農業所得をあげている農家もある。ただし、タラの芽やチェリートマトとは異なり、高度の栽培技術を要することから誰でもすぐに栽培できるというわけで

はなく、栽培農家の多くは養蚕は行わず昔からキュウリ栽培に取り組んできた農家である。JAでは95年度より露地栽培から施設栽培への転換を推進している。

また、水稻は70年代には6.5億円の販売があったが、現在は2.3億円程度にまで減少している。管内の水稻作付け農家の6～7割が飯米農家であり、米を出荷している農家の中には蔬菜あるいは山菜へ経営の中心を移すものもみられる。管内にはJAが運営するライスセンターが3カ所（うち、川俣町2カ所）、育苗センターが1カ所（飯野町）ある。

ウ. 農地資源管理への関与

遊休桑園の跡地利用に対しては、JAが事業主体となって抜根事業（町単事業：3割補助）を行っており、既に触れたように町の予算枠を超えて事業申請があった場合は、その超過分をJAが独自に助成している。抜根作業は個々の農家がJAに作業依頼し、JAが桑園造成組合等に作業を再委託するケースが多いが、個人で直接業者等に委託して実施する場合もある。このような場合も、助成の対象となっている。抜根作業の実質費用は10a当たり6万円程度かかり、比較的作業料金が安く設定されている桑園造成組合が約3分の1の作業を請け負っている。

遊休桑園を活用して、タラの芽の規模拡大をしていく余地はまだ十分にあるが、一方で、病気が発生したタラの芽畑の跡地利用が大きな課題となっている。現在は、一部でぎんなんやあんば柿等の栽培に利用されているものもあるが、代替えの作物に決め手がないことから、再度遊休化している畑も少なくない。

2) 山菜部会

ア. 設立の経緯と活動状況

川俣町のタラの芽栽培の中心となっている山菜部会は、1981年に現部会長が養蚕に代わる作物として試験栽培を開始し、83年に「山菜研究会」が15名で組織されたことに始まる。農協の部会となったのは1986年であり、

設立時の参加戸数は116戸であった。当時、72戸の新規栽培農家に対しては20a程度の栽培規模となる種根1,018本が配布されており、町内の栽培面積は約25haでスタートしている。

その後、栽培農家数、面積ともに徐々に増加し、1991年度に販売額が1億円を突破する。しかし、その頃から病気（立ち枯れ病）が発生するようになり、遊休桑園が毎年10ha強整備されているにもかかわらず、減少する面積も少なくなく、町内の栽培面積の増加は緩やかなものとなっている。

現在、会員は約160名で、約50haの栽培が行われている。この他に病気の発生によりタラの芽の栽培が不能となった畑（その多くが再度遊休地となっている）が20ha程度存在している。部会員の約9割は、野菜（チェリートマト、インゲン等）との複合経営であり、施設の冬季利用としてタラの芽を導入しているケースが多い。生産の主力は60歳代の高齢者となっているが、中には30歳代の会員も数名存在する。

タラの芽の収益性は、10a当たり平均3,000パック（1パック50g）で農業所得が約40万円程度であるが、個人差が極めて大きい。夫婦2人で2ha程度まで栽培可能であり、臨時雇用を入れて3.5ha規模の経営を行っている農家もある。

販売については、生産当初は少量多市場向け出荷を行っていたが、現在は京浜市場に約8割を出荷している。価格は1パック当たり200円前後で比較的安定している。同町は全国有数のタラの芽産地に成長しており、それ故に生産量の確保が求められている。このため、病気対策は現在最も大きな課題となっている。

イ. 農地の貸借・管理

同町には、まだ多くの遊休桑園が残っており、これら桑園を利用した栽培面積拡大の余地は十分にある。現在でも、病気対策のため

に桑園の借地を希望する農家は多い。しかし、これら農地の確保はすべて個人レベル（相対）で行われており、部会等による組織的な関与はない。

したがって、遊休桑園のみならず、立ち枯れ病によるタラの芽栽培跡地についても、その利用方法を含め、利用調整を図っていく必要性がある。

3) 小括

川俣町における農地資源管理にJA組織が果たしている役割は決して小さくない。特に、タラの芽の生産振興を通じた遊休桑園の跡地利用は、行政との連携をとりながら一定の成果をあげてきている。

同町では毎年10数haの遊休桑園がタラの芽等の栽培に利用されてきており、これからさらに規模拡大するために借地を希望する農家も多数存在する。膨大に存在する遊休桑園の有効活用を図るためにも、引き続き生産基盤の整備と生産の振興を進めていくことが重要であろう。

同時に、大きな課題となるのが病気が発生したタラの芽の栽培跡地を再度荒廃させないための取り組みである。そのためJA組織に求められるのは、第1に病気対策としての新品种の導入や土づくりへの取り組みであろう。畑に復元した桑園をタラの芽畑として継続的に利用できるようにすることが最善の方法であるといえる。しかし現実的には、技術的な問題としてそう容易なことではない。したがって、第2にタラの芽畑跡地で栽培可能な新規作物の振興を図っていくことが必要となろう。その場合、効率的な複合化を図るための土地利用調整に如何に取り組んでいくかも重要な課題である。

最後に、農業後継者を確保し、地域の担い手を育成していく取り組みを、行政等の関係機関と連携をとりながら強化していくことが極めて重要な点はいうまでもない。農地資源を維持・管理していくためには、農業生産を

行う主体が確保されることが前提となる。そのためには、広域合併が予定されている当該JAにとって地域に密着した農業生産振興、すなわち営農指導体制を如何に維持・強化していくかが、今後の大きな課題となろう。

(橋詰 登)

注(1) タラの芽が桑園跡地に導入される場合、桑が抜根されるため地目は桑園ではなくなる。しかし、新たな地目が普通畑になるのか樹園地になるのかは定かでない。特に農業センサスでは、記入者の個人的な考えによって、タラの芽畑の地目が普通畑に見なされたり、あるいは樹園地に見なされたりするケースが想定される。つまりタラの芽の増反効果は普通畑と桑園以外の樹園地の両方に現れる可能性はある。実際に第4-6表から桑園以外の樹園地面積の増減率をみると、旧富田村では200ポイント、旧福田村では50ポイントの高い増加率を示している。これにはタラの芽導入による増反分が含まれている可能性がある。

(2) 隣接する安達地域(安達町、二本松市、大玉村、本宮町、東和町、岩代町、白沢村)の遊休農地対策については、安達地域農業改良普及センター(遊休農地対策プロジェクト・チーム)『安達地方における遊休農地対策の提言(案)』(平成8年3月)、安達地域農業改良普及センター『安達地方遊休農地利活用推進大会』資料(平成9年1月、第1回)、同『遊休農地利活用情報』(平成9年9月、第1号〜)など参照。

(3) 『平成10年度 農業の動向に関する年次報告』の「第三章 我が国農業の持続的な発展の追求」の第1節 農業労働力と農地の動向、(2)耕作放棄地の現状と優良農地の確保では、“優良農地の確保のためには、計画的な土地利用のもとに各般の取組みを強化する必要がある”としている。すなわち、「農業振興地域制度による優良農地の確保に関する国の基本方針を明確化することが必要であり、計画的な土地利用の徹底を図ること、また、耕作放棄防止のための対策を強化することが重要である。特に耕作放棄地の防止には、地元市町村に

おける具体的な有効利用計画の策定、農地の受け手となる担い手の確保・育成、耕作放棄地の整備に関する事業の充実等が必要であると考えられる。」としている(163頁)。

(4) 立ち枯れ病が発生したタラの芽畑でも、他の作物を栽培するのであれば利用可能である。

5. まとめ

以上、福島県の県北地域に属する月舘町、川俣町の農地管理をめぐる自治体、農家・集落、JAの取り組みをみてきたが、最後に両町における農地資源管理の今後の課題と展望を示して、本稿のとりまとめとしたい。

まず、遊休桑園の管理問題については、両町とも、総兼業化による農業の担い手の量的・質的減少がみられ、桑園ばかりではなく、水田に関してもその管理が危機的状況にある。特に、桑園に関しては、養蚕の衰退とともに、沢沿いや傾斜地などの条件が悪い箇所から遊休化が進行しており、近年ではそれが平坦部にまで拡大している状況にある。このような遊休桑園問題に対処するために、月舘町では畑ワサビを、川俣町ではタラの芽を桑園跡地に導入し、一定の農地保全の効果を上げてきた。このような背景には、自治体による桑の抜根事業や農地流動化に関する助成、並びにJAによる産地化・商品化があったことも見逃せない。しかし、両作目とも土壌管理が非常に難しいため、近年では連作障害が発生し、月舘町の畑ワサビでは10ha前後、川俣町のタラの芽では50ha前後の栽培面積で頭打ちとなっている。すなわち、畑ワサビ、タラの芽とも桑園跡地の利活用という点では決定打とはなり得ていないのである。

では、このような問題を抱えながら、今後どのように桑園の遊休化をくい止めて行くべきであろうか。本稿では調査結果を踏まえ、以下のような課題を提起しておきたい。

第1は、両町において実施した土地利用現況調査に基づいて、土地利用計画区分を早急に策定することが肝要であると考え。ここの土地利用計画については、農地という枠だけにとらわれず、非農用的な利用も含めた計画となる。たとえば、傾斜地にある遊休桑園は、農地整備に要する新たな投資という点でも、また整備後の活用という点でも非効率的な面があまりにも大きい。このような農地は積極的に農外の利用も含めた新たな方向性を考えざるを得ないであろう。いわば、ゾーニング（耕境）の問題も視野に入れた農地利用計画が必要となる。すでに、川俣町では町の振興計画のなかで、条件不利地域にある桑園に対して広葉樹を植栽する方向が打ち出されており、広い視野での農地の利活用が検討されている。ただし、ゾーニングの判断は、耕作者または所有者による主観的な栽培意向と合わせて、客観的な基準（技術的・経営的栽培可能性）を考慮する必要がある。さらに、この判断基準をベースとして、集落内での農地保全に関する話し合いが行われることが重要となる。

第2に、土地利用計画のなかで、農地として保全すべきと判断された場合は、遊休桑園を再整備しなければならない。すでに桑の抜根に対して両町とも助成を行っているが、桑園の積極的な転換を図るためには、さらなる助成費のかさ上げが必要となろうし、また跡地作目の検討も行わなければならない。新作目を導入する場合に一つ注意すべき点は、本来粗放的な管理でも栽培可能な桑から地力収奪的な畑作目を導入するにあたり、土作りを行わねばならないということである。また、畑作目で発生しがちな連作障害を防止するための輪作体系も考慮に入れる必要がある。現在のところ、川俣町では、山木屋地区を中心として冬季のタラの芽＋夏季のミニトマトという作付体系が確立しつつあり、地力維持を図るシステムを試行錯誤している過程にあ

る。このような農家の実践的な取り組みを自治体ないしはJAがどのように後押しするかが問われているのである。

第3に、農業の担い手の確保をどうするかという点である。両町とも若干の規模拡大志向農家はいるが、全町的に農地をカバーするという点では、まだ不十分である。現に、地域によっては、集落を構成する農家が全て高齢化していることからみても、将来的な農地管理は危機的状況にあると言わざるを得ない。ただし、農業の担い手は少なくとも、安定兼業地帯であることから、同居あかつぎの確保率は高く、潜在的な担い手は豊富にいると考えて良いだろう。また、集落の取り組みに関しても、養蚕の全盛期（1970年代）には集落をベースとした稚蚕の共同飼育や桑園の集団管理など、生産面での組織的活動は強固であったし、現在でも生活面での結びつきは強い。このように、既存の人的資源を新たな農地管理体制のなかに取り込み、将来的な農地保全を図っていくためには、まず自治体およびJAの強力なリーダーシップが必要となってくる。具体的には担い手の存在状況を正確に把握し、さらにその掘り起こしを行うことが重要となろう。

最後に、以上のような土地利用計画、農地の再整備、農業の担い手の確保という大きな課題のもとで、安定的な複数品目による産地形成といった点で、JAの果たす役割も今後ますます重要となってくるであろう。JA自身の広域合併による大型化もあり、小規模の産地形成といった点では今後手薄になりがちではあるが、支所単位をベースとした農業振興はJAの存続からみても取り組まなければならない課題といえる。

（江川章，村松功巳）